

■モノグラフ・シリーズ／No.5 (JIB-#1)

日本人の「対人行動」の実験社会心理学的研究

——交通事故に対する「責任判断」への帰因的アプローチ——

■担当執筆／萩原 滋・菅野 佐紀子・佐野 勝男

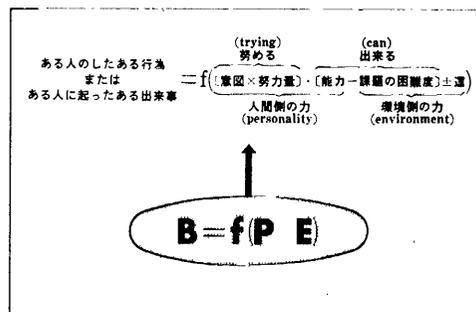
私たちは、自分の住んでいる世界を理解し、それにもとづいて一定の見通しをたて自己の環境をコントロールしようとする。しかし、私たちの観察することのできる事象は、表層的なあらわれにすぎないことが多く、そしてそれは、一時的なものとして容易に変動してしまふ。したがって、予測可能な世界を現出させるためには、表層的な事象をその原因となる比較的安定した資質的特質に正しく対応づける必要が生じてくる。つまり、人は他者の行動や事象を観察した時に、「何故にそういう行動がとられたのか」あるいは「何故にそういう事象が生じたのか」というかたちで、眼にすることのできたことからの背後に隠された“理由”を理解しようと努めるのである。

たとえば、ある生徒が試験で良い成績をおさめたとする。このこと自体は表層的な事象であるが、それをその生徒の知能という「資質」に対応づけて理解することにより、はじめてそれ以後の

学業成績を予測することが可能となる。いま、ある人が私を助けてくれたとする。その時、「その人は親切なのか」「私に好意をもっているのか」あるいは「誰かに命令されていたのか」などのかたちで、私はその行為を理解しようとする。彼は親切だというようにパーソナリティへの帰因がな

されれば、別の状況におけるその人の対人行動を予測しやすくなる。こうした観点からの人間の社会行動の理解の試みは、「帰因的アプローチ」(Attributional Approach)の名のもとに、最近とくにアメリカの社会心理学者のあいだで活発になされつつある。

本稿ではまず、このアプローチの基底をなす考え方——帰因理論 (Attribution Theory)——が詳細に紹介・検討される。続いて、帰因理論の枠組みで構想された一つの実験 (交通事故に対する責任の判断とその帰因) が報告され、その結果の分析をとおして、日本人の「対人的社会行動」の心理的メカニズムが探られる。



目 次

I. はじめに——社会行動研究における実験的方法	5
II. 帰因理論の基本構想	7
1. 帰因の意義	8
2. 帰因の基準——原因の定位	11
3. 帰因の誤り	14
(1) 行為者と観察者の帰因のずれ	14
(2) 自己の立場を擁護するように働くバイアス	15
(3) 帰因過程の操作	17
III. 社会的場面における責任判断	19
1. 「責任」概念	19
2. 因果性と責任判断	21
3. 事故に対する責任判断——研究例の展望	22
4. 交通事故に関する実験例	26
IV. む す び	34

* * *

本稿は、萩原滋・曾野佐紀子・佐野勝男・南隆男（研究主幹：萩原滋）による『日本人の＜対人行動＞の実験社会心理学的研究』プロジェクト（Experimental Analysis of the Japanese Interpersonal Behavior; JIB）からの報告（第1報）である。

当該プロジェクト（JIB）での実験に被験者として協力・参加をいただいたみなさんに感謝いたします。また、実験の遂行および資料の整理・分析にあたって、慶応義塾大学文学部佐野勝男ゼミナール第18期生の三島典子さんにお世話になった。記して謝意を表します。

I. はじめに——社会行動研究における実験的方法

知覚、学習などのいわゆる実験心理学では、主として、インパーソナルな環境との関連で人間の心理的機能が把握されるのに対して、社会心理学では、超個人的な単位としての集団が扱われる場合でも、その基礎は対人的な社会関係に置かれている。社会的要因の影響を重視するニュー・ロジック心理学のような立場はあるとしても、いわゆる実験心理学の主要な関心は社会・文化的な文脈にかかわりなく通用する普遍的な心理的機能の解明にあり、個人差はむしろ除去すべきバイアスとしての扱いを受けることが多い。一方、対人関係を支配する規範や価値観は常に社会・文化的制約を受けており、社会心理学において人間を扱う場合には、それが人口学的要因であれ、社会・経済的要因であれ、パーソナリティ要因であれ、個人差は主要な研究対象の一環として組み入れられることが多い。

社会心理学者と言われる人々の多くが認める通り社会心理学はまだまだ未発達な科学ではあるが、その領域はかなり広い範囲を包摂し研究者の学問的志向も多岐に渡る。仮に社会心理学を社会学と心理学との隣接科学と定義するならば、その領域を社会学的色彩の強い研究と心理学的色彩の強い研究とに二分することが可能であろう。前者においては現実社会の制度的・歴史的特質を巨視的に捉えようとする傾向が強いのに対し、後者においては社会的文脈での個人や小集団を微視的に捉えようとする。正確さを多少犠牲にして比喩的に表現すれば、望遠鏡を用いて鳥瞰図を描こうとするか顕微鏡を用いて構造図を描こうとするかの違い、と言えるかもしれない。このように研究の興味や視点の違いから両者を特徴づけることもできるが、むしろ実証的研究で用いる具体的方法の違いから両者をより明確に区別できる。勿論、所与の研究目的にはそれに適した研究方法が規定されるわけであり、研究の興味や目的とその為の方法とは不可分に結びついていることは言うまでもない。

社会心理学における典型的な研究方法としては、社会学的志向を代表する「調査」と心理学的志向を代表する「実験」のふたつを挙げることができる。一般に、調査は多数のサンプルを対象として現場で実施することが多いのに対し、実験は少数のサンプルを対象に実験室で行なうことが多いといった傾向の違いは認められるとしても、それは両者を区別する本質的は違いではない。少数のサンプルを対象とする密度の濃い調査もあるし、現場で行なう野外実験 (field experiment) もある。実験と調査の方法上の本質的相違は、研究者側で対象に人為的な条件操作を加えるか、そうした人為的な操作を加えることなく自然に生じた条件変動を利用するか、という点に求められる。例えば、喫煙者而非喫煙者との間の肺ガン発生率の違いから肺ガンと喫煙との因果関係を割り出そうとするのは、調査的方法であろう。この場合には、研究者側で人に煙草を喫わせたり喫わせなかったりしているわけではなく、もしそうした操作を加えて同様の関係を確認するとすれば、それは悪名高い「人体実験」になってしまう。

調査の方法、実験的方法には、それぞれに長所と短所が考えられる。調査は現象を包括的に把握する手段としては適しているが、自然に生じた条件変動を利用する場合には多くの要因が同時に変動している可能性が高く、ひとつの要因の効果を特定するのは困難になる。例えば、喫煙者而非喫煙者の間には、喫煙の有無以外にも肺ガン発生に影響するような習慣の違いがあるかもしれないし、もともとガンにかかりやすい体質の人が喫煙を嗜好する傾向をもつといった可能性も考えられる。従って、喫煙から肺ガンの発生をある程度予測することはできるとしても、喫煙により肺ガンが生じたのかどうかは直ちには明らかにならない。

それに対し、実験的方法では他の条件をできるだけ一定に保ち、ひとつの条件だけを操作して特定の要因の効果をとり出すことが可能になる。その意味で、具体的な仮説の検証には実験的方法の方が適していると言える。しかし人間相手の実験の場合には、倫理的考慮などから許容される操作には大きな限界があるし、理論上の概念を具体的

に操作化するのが極めて難しいことも多い。また現実の社会現象を解明しようとする際には、操作すべき要因を特定できないことの方がむしろ普通であろう。さらに社会心理学における実験的手法には、実験室内で得られた結果が真の研究対象である現実社会にどの程度適用するかという「外的妥当性 (external validity)」の問題や、実験者の期待が都合の良い結果を導きやすくしてはいないかという「実験者効果 (experimenter's effect)」の問題などが、注意を要する課題として常に残される。こうした欠点は調査の方法には比較的乏しく、可能であれば両者を相補的に併用し、調査により探索した後で細かい点を実験により検証するという形が理想とされるべきであろう。

私達の研究はどちらかといえば、研究者側で操作を加えてその効果を見るときといった実験的手法ではなく、現実の社会現象に焦点を合わせ追跡的調査によりそれを明らかにしていこうとする方法に依拠するものが圧倒的に多いが、ここでは帰因理論 (Attribution Theory) に基づいて行なわれた実験例をとりあげることにする。

社会心理学における実験的方法はいわゆる実験心理学の方法を踏襲するものではあるが、両者の間にはある程度の差異が認められる。まず第一に、被験者に実験目的を悟られると全く無意味になってしまうような種類の実験が社会心理学には多く、真の実験目的や仮説を被験者に隠す為にならかの偽装 (deception) がなされることが多い、という点を挙げることができる。従って、知覚や学習などの領域に比べ、社会心理学の実験では心理学的知識をもたないナイーブな人達を被験者として用いようとする特に顕著な傾向が見られる。第二に、いわゆる実験心理学に比べ、実験社会心理学では実験手続きの標準化が進んでおらず、概念の操作化がかなり恣意的に研究者の自由裁量にまかされている、という点を挙げることができる。このことは、社会心理学の諸分野で矛盾した実験結果が集積する一因となっている。これに関連して、社会心理学における異文化間の追試検証 (replication) の難しさも指摘することができる。国外で行なわれた精神物理学 (psychophysics) などの実験をわが国で追試検証するのはさして問題

ないが、もとの実験と同一の手続きを用いたとしても社会心理学の実験では必ずしも同様の結果を期待できない。人間の感覚的モーター反応などよりも、社会的判断のような高次の反応の方が文化の影響をより大きく受けるであろうことは容易に予測される。ただし、このことは単なる手法の問題というより、実験心理学と社会心理学の本質的な違いを端的に表わしていると言えるだろう。いわゆる「文化差」は、それ自体、社会心理学の重要な研究対象となっており、交叉文化的 (cross-cultural) な研究例は、本号後章の「日本人の異文化への適応・同化過程の比較社会心理学的研究」で詳しくとりあげられている。勿論、文化差はこうした国際的なレベルに限られるわけではなく、同一国内における「男一女」、「老人一若者」、「都市一地方」などの下位文化 (sub-culture) についても同様のことが言える。

社会心理学の実験は、自然科学や一部の実験心理学のように特殊な技術や精密な装置を必要とするものではない。また、そうした実験結果が蓄積されてはじめて、社会心理学の研究が発展するという性質のものでもない。従って、実験が社会心理学の不可欠の部分を構成しているとは言い難い。社会心理学における実験は、ある意味で、ゲシュタルト心理学における一部の実験と同様にデモンストラーションの手段として最大の価値を発揮するとも言えるかもしれない。理論上の抽象概念は、実験で具体的に操作化されて肉付けられることによりその意味が明瞭になるし、実験結果から理論上の新しい洞察がもたらされることも多い。また、他の領域の実験に比べ、その手続きや内容が一般の人々にもわかりやすいことが多いので、特に専門的な知識をもたない人々に対して有効な説明の道具となる。

実験的方法は、しかし、現実の社会問題の解明や超個人的な社会現象の把握には比較的無力であり、社会的関連性の乏しい瑣末な現象ばかりを扱って社会心理学の名にふさわしくないといった批判も聞かれるかもしれない。特に、方法的な厳密さを犠牲にしても社会的に「意義」のあの研究を志向するタイプの人々にとっては、内容が空疎で「とるにたりない」と思われるであろうような種

類の実験例が多いことは確かである。しかし、表層的な観察や調査では明らかになりにくい人間心理のきめ細かな考察やより深層的なレベルにおける洞察を、私達に与えてくれることも多いのである。

本稿では帰因理論に基づく実験例をとりあげていくが、実際には、厳密な意味で「理論」と呼ぶにふさわしい統一された体系があるわけではない。人は自分や他者の行動及びその結果生じた事象に対して因果的解釈を加えようとする。そして、そうした因果的解釈がその人のその後の行動、態度、感情などに重要な影響を与える。これらのことを前提に、因果関係の認知という視点からさまざまな現象を解明しようとするのが帰因理論の基本的立場と言える。

こうした視点からのアプローチは、最近、特にアメリカの社会心理学者の間で広く受け入れられるようになっており、ここ数年間に、実に数多くの実験が行なわれている。ちなみに、実験社会心理学の主要な典拠になっている *Journal of Personality and Social Psychology* (アメリカ心理学会刊) に 1975 年に掲載された 267 篇の研究論文のうち、帰因理論関係のものは 75 篇の多きにのぼっており、1975 年及び 1976 年に *Journal of Experimental Social Psychology* (アカデミック・プレス刊) に掲載された 99 篇の論文に関しても 21 篇は帰因理論関係のものが占めている。どこまでを帰因理論関係の研究として含めるかは人によって異なるであろうが、人間の非言語的コミュニケーションや環境心理学などと共に、帰因理論的アプローチが社会心理学におけるひとつの「流行」となっている観は否めない。Kiesler and Munson (1975) の指摘通り、人気という点に関しては帰因理論が認知不協和理論を、現在では、はるかに凌いでいるようである。わが国においても昨年度の日本グループダイナミクス学会(第24回大会)で帰因理論のシンポジウムが開催されており、個別的研究発表もいくつか行なわれはじめています。しかし、帰因的な視点はまだ研究者間に定着しているとは言い難く、その紹介すら充分には行なわれていない。膨大な量の実験例を前にして、それらをどのように体系化して統一的な理論的根拠を

導いたらよいか暗中模索しているのが現状と言えるであろう。

行為やその結果の原因をどこに求めるかが帰因の課題であるが、犯罪や事故あるいは何か都合の悪いネガティブな事象が生じた場合には、原因の究明と共にどの程度の責任を関係者に負わせるかが現実に重要な問題となる。いわゆる責任判断は、当該の事象に関する因果関係の認知と密接に結びついてはいるが、そこには別種の説明体系も関与してくるようと思われる。本稿ではまず帰因理論の基本的な考え方を整理して概観した後で、そこから派生するいくつかの命題を実験例をひきながら紹介していく。さらに後半では、上記の責任判断の問題を帰因理論によるアプローチの一環としてとりあげ、責任概念について考察を加え過去の研究例を展望した後で、今日大きな社会問題となっている交通事故に対する責任判断について私達の行なっている研究例を最後にとりあげることにする。

II. 帰因理論の基本構想

Heider の名著『対人関係の心理学 (The Psychology of Interpersonal Relations)』(1958) に今日の帰因理論の興隆の原因を帰すことは、研究者間の常識となっているようである。心理学の知識をもたない一般の人々が対人関係で示す鋭い心理的洞察を「常識心理学 (commonsense psychology あるいは naive psychology)」と名づけた Heider は、必ずしも明確な意識を伴わず日常的に行なわれている帰因の過程やそれにより派生するさまざまな現象を体系化しようと試みている。そこには独創的なアイデアや興味深い洞察が数多く含まれているが、それらは多分に了解的な形で記述されており、実験などによる経験的検証を直接にはあまり生み出していない。むしろその真価は、Jones and Davis (1965) や Kelley (1967) の帰因モデルの基礎を築いた点に求められる。この両者は、それぞれ異なった関心から対象を選び、Heider の理論を発展させている。

対人認知 (person perception) に領域を限定した Jones and Davis は、観察された行為から行

為者のパーソナリティや態度などの資質を学ぶ上でどのような行為が有用か、という問題を扱っている。つまり、外部の要件ではなく「行為者に独自の資質」に行為が帰因される為の条件を体系化しようとしている。一方、自己認知 (self perception) にも重点を置いた Kelley は、環境内の実在との遭遇により生じた感情などを、自分の置かれた状況や自己の状態ではなく、その実在に本来備わっている特質に帰因する為の条件を明らかにしようとしている。つまり、「外界の実在の特質を正しく認識しているという信念 (subjective validity)」を認知者にもたらすような条件が Kelley の主要な関心事となっている。Heider, Jones and Davis, 及び Kelley のモデルは帰因理論を代表するものであるが、それぞれに研究の興味や視点を異にしている。個々のモデルの詳しい紹介や比較はすでに行なわれているので (萩原 1976 b; Shaver, 1975), ここでは、それらを統合した形で帰因理論の基本構想を探ってみることにする。

1. 帰因の意義

人は自分の住む世界を理解し、それに基づいて予測をし、環境をコントロールしようとする。しかし観察可能な事象は表層的な「あらわれ」にすぎず、それは一時的なもので容易に変動してしまう。従って、予測可能な世界を現出させる為には、表層的な事象をその原因となる比較的安定した「資質的特質 (dispositional property)」に対応づけて理解する必要が生じる。人は作業成績から他人の能力を知ろうとするし、表面化した行動から行為者のパーソナリティや態度などを知ろうとする。作業成績や外面的な行動は表層的な事象であり、それらを能力やパーソナリティといった当事者の資質に対応づけて、はじめてその人のそれ以後の作業成績や別の状況での行動を予測することが可能になる。これが帰因の過程であり、それはあまりに日常的に行なわれているので、今迄かえって自明のこととして看過されてきた観がある。こうした帰因の過程は、他者の行動やその結果を観察した場合に限られるわけではなく、自分自身の行動やその結果に関しても適用される。人は自分自身の作業成績から自己の能力を知ろうとする

し、自分のとった行動から自己の内部状態 (internal states) を把握することもある (Bem, 1972 参照)。

ところで、人の行為及びその結果生じる事象は、行為者側が環境に及ぼす力 (personal forces) と環境側が行為者に及ぼす力 (environmental forces) との相互作用により決定する。観察された事象の原因がそのいずれに帰されるかにより、その事象の解釈は大きく違ってくる。帰因理論では、行為の結果生じた事象の原因が行為者の特質に求められる場合に「内部帰因 (internal attribution)」, 環境側の特質に求められる場合に「外部帰因 (external attribution)」という用語を用いて、両者を区別している。

作業成績から当事者の能力が明らかにされる為には、その事象が内部帰因されることが前提になる。作業に成功したとすれば当事者の能力 (内部要因) が作業課題の難しさ (外部要因) よりも大きいことが推察される。しかし 100 人中 99 人が成功をおさめるような作業での成功は「課題のやさしさ」という外部要因に帰因され、その結果から当事者の能力はあまり明らかにされない。逆に、100 人中 1 人だけが成功するような課題での成功は当事者の「能力の高さ」という内部要因に帰因されやすい。いずれにおいても課題は達成されているが、認知された原因が異なれば成功したこともつ意味は随分と違ってくる。能力は人の資質と考えられるし、作業の難易度は環境側の資質的特質と考えられる。しかし、課題が達成される為には、高い能力があるだけでは充分でなく、課題を達成しようとする動機が伴わなければならない。能力とは異なり、動機は容易に変動する。従って、失敗の原因が「課題の難しさ」や「能力の低さ」ではなく、「努力不足」という内部要因に帰されることも多い。逆に、能力の乏しい人が困難な課題を達成したことがわかれば、その為に多大の努力の払われたことが推察される。また、努力をしたにも拘らず簡単な作業課題に失敗したとすれば、それは「運の悪さ」に帰因されやすいし、大した努力もしないで困難な課題を達成したとすれば、成功の原因は「運の良さ」に求められやすい。「運」は、普通、人の属性ではなく外部

表 1. 達成行動に関する認知上の決定要因

	安 定 度	
	高	低
内部要因	能 力 (ability)	努 力 (effort)
外部要因	課題の難易度 (task difficulty)	運 (luck)

要因として捉えられる。しかし、それは課題の難易度とは異なり、安定度の低いものである。

これまでのところ、「能力」、「努力」、「課題の難易度」、及び「運」の四つが成功あるいは失敗の主要な原因としてとりあげられたが、Weiner, Frieze, Kukla, Reed, Rest, and Rosenbaum (1971) はそれらを内部要因と外部要因とに分けると共に安定度の高さに応じてさらに二分し、表1に示されるような 2×2 のマトリックスに整理している。こうした枠組みは、勿論、かなり単純化されたもので、この4要因が成功や失敗の直接的原因として認知されるすべての要因を尽くしているわけではない。例えば、「調子が悪くて」失敗したとか「あがってしまって」失敗したという解釈がなされることも多い。これらは行為者の資質としての能力が欠如していた為でも、行為の対象たる作業課題が難しすぎた為でもなく、また努力不足や運の悪さへの帰因ともニュアンスを異にする。この場合にはむしろ、能力を十分に発揮できないようにした特別な状態あるいは状況に失敗の原因が求められている。また、上記のマトリックスによる4要因の位置づけもそれほど完全なものではない。知能や体力といった能力の側面は人の資質と考えられるが、知識などの獲得的側面は安定した資質とは考えにくい。権力とか財力とかが成功の原因と認知された時には、それらを当事者の属性とみなして内部帰因する場合も、外部の要因として認知する場合もありうる。ここでは外部要因とされた「運」にしても、「不運の人」とか「運の強い人」と言う場合には、むしろ当事者の属性（ある種の特殊能力）として捉えられている。何が人の属性として認知されるかについて客観的な基準を設けるのは極めて難しい。

それにも拘らず、特に当事者の責任が問題とさ

れるような場合には、生じた事象の原因を当事者内に求めるか外部に求めるかという二者対立的な形での論議が行なわれることが多く、内部帰因-外部帰因という区分は現実的な意味をもつ。例えば、列車事故の原因が運転ミスかブレーキ故障かというような形での論議は、事故の直接的原因を運転者自身に求めるか外部要因に求めるかをめぐっての争いである。

また、内部帰因-外部帰因という概念は、個人差の変数としてもなじみ深いものになっている。Rosenzweigによる「内罰的-外罰的 (intropunitive-extropunitive)」という概念や Rotter (1966) による「内部-外部へのコントロールの位置づけ (internal-external (I-E) locus of control)」という概念は、帰因傾向の違いに基づくパーソナリティ変数である。内罰的な人は自分の身に生じたネガティブな事象を自分のせいと考えやすいのに対し、外罰的な人は環境（他者）のせいにする傾向をもつ。また、自分の力により行動の結果が決まると信じる人は Rotter の I-E 尺度の I 側に位置づけられるのに対し、運命などの外部から他律的に働く力により決まると信じる人は E 側に位置づけられる。ここにおいても、内部帰因-外部帰因が二者対立的に捉えられている。

認知者に本来備わったこうした帰因傾向は別にしても、自分の成功を外部要因に帰因し失敗を内部要因に帰因することを「謙譲の美德」として好む社会的傾向は、わが国では特に強いようである。自分の力で勝ったというような態度は好まれず、勝者はおごらずに「運の良さ」を勝因として強調することが好まれるし、「敗因はすべて私にある」というような敗者の態度は「潔し」として賞讃される。特に、対人競技での勝者が相手の敗因を「資質としての能力の乏しさ」に帰すことは忌避される。相手に敗因を求める場合にも「運の悪さ」や「調子の悪さ」といった一時的な状態を原因として挙げるのが圧倒的に多い。勿論、これらは「タテマエ」上のあるいはマナーとしての表面的な帰因傾向であり、「ホンネ」とは異なる場合が多いのであろう。

以上の議論は行為の結果生じた事象の原因を行為者側の属性に帰すか環境側の属性に帰すかとい

う問題に帰着する。しかし行為自体もまた帰因の対象となる。行為の結果ではなく行為自体が帰因の対象となる場合には、その行為を導いた動機の出所が問題とされる。例えば、作業における成功-失敗の原因に関する前出の議論とは別に、「何故その作業を行なったか」も考慮される。その場合には、作業を行なうことを自ら志願したのか他人から命令されたのか、作業自体に興味を覚えたのか報酬を得る為だったのか、などが争点となる。つまり、ここでは行動の直接的原因たる動機の出所を行為者内に求めるか、報酬や罰あるいは命令といった外部からの力に求めるかという区別がなされるわけである。

このように行為自体を対象とする帰因は、行為の結果を対象とする帰因とはやや次元を異にするものであるが、従来の帰因理論では特別に両者を分けて扱ってはいない。行為自体を対象とする帰因においても、その行為が自発的に行なわれたと認知される場合には「内部帰因」、環境側から誘発された認知される場合には「外部帰因」という用語が使われている。命令や脅迫といった明白な外圧が関与している場合には、その行為の原因を外部からの力に帰因することは直観的に理解しやすいとしても、報酬などにより誘発された行為をも外部要因に帰因することには少し抵抗がある。行為の結果は当事者の意図とはある程度独立して環境要因との相互作用により決定するとしても、行為自体は意図的なものであり、たとえ報酬を得る為に行なったとしてもその行為自体の原因は行為者内に求めることができる。従って、すべての意図的行為を内部帰因することも可能であろう。

この点に関して Kruglanski (1975) は、行為の結果生じた事象を対象とする帰因の場合には「内部-外部 (internal-external)」という区分は有効であるが、行為自体を対象とする帰因については「内生-外生 (endogenous-exogenous)」という区分をすることを提唱している。すなわち、行為を行なうこと自体が当該の行為の目的と認知される場合には内生帰因、他の目的の為の手段と認知される場合には外生帰因としている。作業自体に対する興味からそれを行なったとすればその行

為は内生的な原因に基づくとされるが、報酬を得る為の手段としてその作業を行なったと思われる場合には外生的な原因に基づく行為とみなされる。こうした Kruglanski の理論的枠組みは、内発的動機 (intrinsic motivation) と外発的動機 (extrinsic motivation) との区分を目的-手段的な観点から捉え直したものと理解される。

それがどういう形であれ行為自体を対象とする帰因においては、動機の出所が問題とされる。そこではまず、行為を行なうに際してどの位の自由が与えられていたか、あるいは逆に、どの位の圧力が外部からかかっていたかが考慮される。特定の行為を強いる外部からの力が弱く行為選択の自由度が大きいと思われるほど、その行為は行為者内に帰因されやすくなる。このことは、対人認知に関する Jones and Davis の帰因モデルの基本構想となっている。観察した他者の行為からその人のパーソナリティや態度などを推測する上では、行為選択の自由度の大きいことが前提条件とされている。行為選択の自由度は、実際には連続的なものとして捉えられるが、責任問題が考慮されるような場合には二者対立的な形で論議されることも多い。例えば、パトリシア・ハースト事件では、犯罪への参加が自由意思に基づくのか強制によるものか、という形での論議がなされている。自由意思に基づくと判断されれば彼女は加害者として批難されるし、強制によると判断されれば被害者として同情される立場に置かれる。行為の動機をどこに帰因するかにより、その行為のもつ意味は全く違ってしまふ。

強制や脅迫といった明白な外圧が関与しないところで行為の動機が考慮される場合には、その判断はより微妙なものとなる。内発的な動機と外発的な動機の区分は便宜的なものであり、実際に両者を分けるのは難しい。しかし、どういう動機に基づいて行為がなされたかを特定するのは困難であるとしても、一般の人々に認知される動機はやはり二者対立的な形をとることが多い。例えば、政治家が孤児施設に寄付をするような場合には、孤児に対する同情といった内発的な動機に基づく行為か売名行為かといった議論がなされるし、大金持の未亡人と結婚した若者の行為は、愛情に基

づくものか金目当てか、というような形でとりざたされる。寄付のような慈善的な行為にとっては売名的な動機は外発的なものとみなされるし、結婚という行為にとっては愛情が内発的な動機とされるのが普通であろう。行為の実際の動機はただひとつに限られるわけではなくかなり複雑であるとしても、認知された動機に関しては「内発-外発」という区別はある程度現実的な意味をもつことが多いようである。

行為の結果そして行為の動機というように帰因の過程にはいくつかの段階が考えられる。そうした過程においてわれわれが必ずしも明確な意識を伴わずに利用していると思われる帰因の基準について、次に、Kelley のモデルを中心に検討を加えることにする。

2. 帰因の基準——原因の定位

多くの行為はある特定の対象に向けて行なわれる。その対象の属性により行為の結果が決定したと認知される場合やその対象により行為が誘発されたと認知される場合には、行為の結果や行為自体の原因はその対象に帰因される。作業が難しすぎたので失敗したとか、Bは不道徳な男なのでAがBを批難したという場合がその例であり、能力が乏しいので失敗したとか、Aは攻撃的な人物なのでBを批難したというように行為者側に原因が帰される場合と著しい対照をなす。

今迄の議論では充分にとりあげられていないが、この他にも、行為の行なわれた状況や行為者の置かれた状態に直接的な原因が求められることもある。つまり、環境側に原因を求める外部帰因に関しても、行為の直接向けられる対象 (stimulus) に帰因される場合とその状況 (circumstance) に帰因される場合とがさらに区別されるわけである。例えば、作業状況が劣悪であった為に失敗したと思われる場合には、作業自体の難しさが失敗の原因として認められているわけではない。より良好な作業状況ではその作業に成功することが期待される。また、行為者への帰因がなされる場合でも、行為者の永続的な資質 (trait あるいは disposition) に帰因される場合と一時的な状態 (state) に帰因される場合とでは様相を異にする。

例えば、Aは空腹で苛立っていたのでBを批難したという場合には、行為者Aの置かれた特殊な状態が当該の行為の直接的原因として認知されており、Aの資質としての攻撃性に原因が求められているわけではない。こうした区別は法体系においても考慮されており、罪を犯した者がその時に置かれていた特殊な状態に行為の原因が求められる場合には責任が軽減される。心神喪失により無罪というのは、その極端な例であろう。いずれにする行為者の状態や行為の状況に帰因がなされる場合には、別の機会での行為やその結果が一貫したものであることを期待しにくくなる。

行為やその結果の原因を行為者側に帰すか、行為の向けられる対象に帰すか、あるいは行為のなされた状況や状態に帰すかという「原因定位」の問題がここでの課題であり、その為に必要な情報のパターンが検討される。

こうした帰因を決定する基準として Kelley は、「特異性 (distinctiveness)」、 「一貫性 (consistency)」、及び「合意性 (consensus)」の三つを考慮している。当該の対象へのある人の反応がそれ以外の対象への反応と異なる場合には「特異性」の基準が充され、当該の対象へのその人の反応が時間や状況を通じて一定である場合には「一貫性」の基準が充される。また、その人の反応が当該の対象に対する他の人々の反応と一致する場合には「合意性」の基準が充される。

これらの基準がすべて充足される場合には、行為やその結果を行為の向けられる対象に自信をもって帰因できる。例えば、Aという人は他の作業には成功したのにその作業にだけ失敗し〔特異性〕、何度試みても失敗をくり返し〔一貫性〕、他の人々もみなその作業には失敗する「合意性」とすれば、失敗の原因はその作業の難しさに帰因される。あるいは、AはB以外の人を批難することはないが〔特異性〕、Bに関しては別の場所でも批難をくり返し〔一貫性〕、他の人々もまたBを批難する〔合意性〕とすれば、Bを批難したAの行為の原因はA自身ではなくその対象たるBに求められやすい。

一貫性の基準のみが充され他の基準が充足されない場合には、行為やその結果の原因は行為者自

身に帰因される。Aはその作業だけではなく他の作業にも失敗し〔**非特異性**〕、何度くり返しても失敗するが〔**一貫性**〕、他の人々はそれに失敗することはない〔**非合意性**〕とすれば、失敗の原因はAの能力の乏しさに帰因される。AはBだけではなく他の人々をも批難し〔**非特異性**〕、またいつもBを批難しているが〔**一貫性**〕、A以外の人々は誰もBを批難しない〔**非合意性**〕とすれば、Bを批難した行為の原因はA自身の攻撃的なパーソナリティに求められやすい。

さらに、特異性の基準のみが充され他の基準が充足されない場合には、行為者の状態や行為の状況への帰因がされやすくなる。Aは他の作業に失敗することはないのにその作業だけに失敗したが〔**特異性**〕、別の状況でその作業に失敗することはない〔**非一貫性**〕、他の人々もそれに失敗しない〔**非合意性**〕とすれば、失敗の原因はその時にAの置かれていた特殊な状態あるいは状況に帰因される。また、AはB以外の人を批難するわけでもなく〔**特異性**〕、その時以外にはBを批難せず〔**非一貫性**〕、他の人々もBを批難しない〔**非合意性**〕とすれば、AがBを批難した行為の原因はその時のAの特殊な精神状態に帰因されやすい。

Orvis, Cunningham, and Kelley (1975) の図式を少し修正して、これらの情報のパターンを整理すると表2のようになる。前出の基準が充される場合は○、充されない場合は×で表示する。最近では、これらの基準が帰因過程でどのように用いられるかを検討する実験も盛んに行なわれはじめている (Feldman, Higgins, Karlovac, & Ruble, 1976; Hansen, & Lowe, 1976; Karaz & Perlman, 1975; McArthur, 1972, 1976; Nisbett & Borgida, 1975; Orvis, Cunningham, & Kelley, 1975; Ruble & Feldman, 1976)。

表 2. 帰因決定に必要な情報のパターン

帰 因	基 準			
	対象の特質	特異性	一貫性	合意性
外 部	対象の特質	○	○	○
	状 況	○	×	×
内 部	状 態	○	×	×
	行為者の特質	×	○	×

こうした基準に基づいて帰因が決定される為には、一回だけの行為ではなく、さまざまな状況での行為や別の人の行為などからもたらされる広範な情報が必要とされる。しかし実際にはこれらの基準を検討するにたる十分な情報がないままに、ただ一回の行為の観察に基づいて帰因が決定されることの方がはるかに多い。また前出の基準に基づく帰因過程では行為者や行為対象の資質についての先行情報のないことが暗黙の前提となっているが、実際には、それらに関して認知者がすでに知識をもっていることの方がはるかに多い。そうした場合に帰因を決定する原理として「割増原理 (augmentation principle)」と「割引原理 (discounting principle)」の二つを挙げることができる。これらは非常に単純な原理であり、また両者は相補的なものである。

特定の行為やその効果が生起することを抑制するように働く原因がある場合には、その抑制力が大きいほど当該の行為や効果を生じさせた特定の原因が強く認知される。これが「割増原理」である。簡単な作業よりも困難な作業に成功した時の方が行為者の能力は高く評価されるし、弱い相手を破った時よりも手強い相手を打ち負かした時の方が選手の実力は高く評価される。また、周囲の反対を押し切って結婚したカップルの方が、周囲に祝福され何の障害もなく結ばれた夫婦よりも相互の愛情が強いと一般には思われるかもしれないし、自分の生活をきりつめて寄付をする貧しい人の行為の方が、大金持の行なう同様の行為よりも、慈善に対する強い内発的動機を浮彫りにすると思われる。

これとは逆に、特定の行為や効果を生じさせる可能性のある原因が多く与えられている状況では、そうした行為や効果を生じさせる上で特定の原因が果たす役割は割引いて認知される。これが「割引原理」である。一人で勉強している子供に比べて教育ママの監視下で同程度に勉強している子供の方が、勉強に対する内発的な動機は低く評価されるであろうし、報酬をもらって作業をする場合には無償で働く場合よりもその作業に対する内発的興味は低く見積られる。ある行為を起こす為にはその作業に対する内発的な興味のひとつの

原因となる。しかし、命令や報酬などによる外部からの力もその行為を起こす原因となるので、そうした外発的な動機が導入された状況で行なわれた行為に関しては内発的な興味が割引いて認知されるというわけである。この点については実験的な検証もある。現場監督の役割を与えられた被験者は、同等の作業量を示した二人の作業者のうち、あらかじめ決められたスケジュールに基づき自分がより頻繁に見回りを行なった作業者の方の内発的動機を低く評価し、その後もその作業者をあまり信用せずに重点的に監視を続けるようになる、という報告がある(Kruglanski, 1970; Strickland, 1958)。

これらの原理は、ある意味で、非常に常識的である。しかし、これらの原理は観察した他者の行為だけではなく、自分自身の行なう行為にも拡張され、必ずしも常識的ではない命題を生み出している。

『充分すぎる正当化のパラダイム(overjustification paradigm)』

他者の要請に応じて自己の態度に反する行動をとった場合には、それを正当化する外的理由が乏しいほど認知的不協和は大きく、それを減殺する為に行動と合致するような型での態度変容が生じやすくなる。例えば、態度に反する行動をとることに對して大きな報酬を与えられた時よりも、そうした報酬の少ない時に態度変容が生じやすいとされている。これは認知不協和理論における「不十分な正当化のパラダイム(insufficient justification paradigm)」として知られている。こうした現象を「認知不協和」という概念に依拠することなく帰因的な視点から解釈しようとして Bem は自己認知理論を提唱している。すなわち、大きな報酬を与えられた時には、行動の原因を報酬に帰因しやすく自己の態度をそれから推測することはないが、そうした外的な誘因なしで行動をとった場合には、それを自己帰因し自分のとった行動に適合するような自己の態度を推測する為に、結果として、態度変容が生じると解釈されている。「不十分な正当化のパラダイム」をめぐる認知不

協和理論と自己認知理論の論争についてはすでに詳しい紹介が行なわれているので(萩原, 1976 a 参照)、ここでは立ち入らないが、認知不協和理論に對立するものとして発展してきた自己認知理論の関心は、徐々に、認知不協和が適用しない領域へと移りはじめている。

態度に反する行動ではなく自分の態度や興味と一致するような行動をとるよう要請され、しかもそれに対して報酬が支払われるといった状況では認知不協和が生ずるとは考えにくく、こうした状況に関しては認知不協和理論は明確な予測をもたない。それに対して、帰因的な視点をとる自己認知理論では「不十分な正当化のパラダイム」の場合と同様な解釈が適用できる。自分の態度や興味と一致した行動の場合には、内発的な動機がその行動をとる十分な原因となる。しかもそれに対して報酬や監視などによる外発的な動機が加えられると、内発的な動機に基づく行為もそうした外部要件に制御されたと行為者自身に認知されやすくなる。従って、自分のとった行動を外部要件に帰因するようになるので内発的な原因は割引いて認知され、そうした行動及びその対象に対する好意的な態度や興味はその後損われる、という予測がなされる。これは「不十分な正当化のパラダイム」に對して、「充分すぎる正当化のパラダイム」と呼ばれている。

この命題に對しても数多くの実験的検証が行なわれている(Greene & Lepper, 1974; Lepper & Greene, 1975; Lepper, Greene, & Nisbett, 1973; Ross, 1975 など)。例えば Lepper, Greene, and Nisbett (1973) は、絵を描くことに内発的な興味を示す子供達を集め、ほうび(Good Player Award)をあげるから絵を描くようにという実験的操作を加えている。その結果、そうしたほうびを期待しなかった子供達に比べ、ほうびを得る為に絵を描きそれを得た子供達は、その後、絵を描くことに對する興味を失なう傾向が認められている。普通、「強化理論(Reinforcement Theory)」では報酬を与えることによりその行動は強化され生起頻度の高まることが予測されるので、この結果はそれに矛盾する。「充分すぎる正当化のパラダイム」は、趣味でしているような作業に對して

報酬が支払われるようになると、その作業に対する内発的な興味が増加するのではなく、むしろ減少することを予測するわけであり、その現象的な面だけではなく理論的な面からも興味深い研究題材となっている。ただし、その後の研究によると、こうした現象は、報酬の支払いを伴うという社会的規範のない作業 (Kruglanski, Riter, Amitai, Margolin, Shabtai, & Zaksh, 1975; Staw, Calder, & Hess, 1975) やももとの興味が充分に高い作業 (Calder, & Staw, 1975; Kruglanski, Riter, Arazi, Aggasi, Montegio, Peri & Peretz, 1975) に限定されることが明らかにされている。趣味ではなく自分の生活の糧となる仕事に対しては報酬が大きいほどやる気が出るし、あまり面白くない作業に対しては報酬の支払われる時の方が興味がわくというわけである。

3. 帰因の誤り

日常的な帰因過程で暗黙裏に用いられている基準や原理を明らかにしようとする前出の議論では、与えられた情報に基づいて合理的な判断を下す「理想的な認知者 (ideal perceiver)」が想定されていた。しかし、われわれは常に「理想的な認知者」であるとは限らず、実際の帰因過程にはさまざまな誤りやバイアスの働くことが多い。認知者の立場により同一の行動に対する因果的解釈が違ってくることは日常的に認められる。特に、異文化間の対人交渉においては、それが原因で相互の不信感が醸成されている可能性が大きい。本号後章でとりあげる「文化訓練プログラム (culture training program)」では、異文化の成員と相互作用する際に相手と同様に行動の帰因をすることが異文化へ適応する為のひとつの条件とされている。これは「同型帰因 (isomorphic attribution)」と呼ばれ、それをもたらす為の具体的訓練方法の開発がそこでの課題となっている。勿論、帰因の誤りやバイアスはそうした交文化的な状況に限定されるわけではなく、より一般的なものである。

ここではまず、ある行為を観察した時に観察者の行なう帰因と行為者自身の行なう帰因とが不一致となる傾向をとりあげ、そうした傾向を生じさ

せる原因について検討を加える。また、帰因の誤りやバイアスは認知者に強い感情的意味合いをもつ事象に関して特に生じやすいと思われるので、次に、成功-失敗の原因の認知について自己の立場を擁護するように働くバイアス (self-serving biases) をとりあげる。これらは自然に生じる誤りあるいはバイアスであるが、最後に、研究者側で帰因の過程を操作する手続きについて言及し、そうした手法を臨床場面に適用した研究例を紹介することにする。

(1) 行為者と観察者の帰因のずれ

ある行為の原因について行為者自身の行なう説明が周囲の人々 (観察者) の解釈とずれることはしばしば経験される。この点について Jones and Nisbett (1971) は、例外はあるとしても、一般に行為者は自分の行為の原因を環境側の要請に帰因しようとするのに対し、観察者はその原因を行為者自身の資質に求める傾向があるという命題を提出している。この命題を支持する実験的検証もいくつ報告されている。例えば、特定の争点 (issue) に関して自分の意見にかかわらずある立場を支持するよう要請されて行なった意見の表明も、その観察者には、たとえそれが外部からの要請に基づいて行なわれたことが知らされていても、行為者の真の態度を反映するものとして認められやすい、という報告がある (Jones & Harris, 1967; Jones, Worchel, Goethals, & Grumet, 1971; Snyder & Jones, 1974)。観察者は、行為を生じさせた周囲の状況をあまり考慮せずに、当該の行為の原因を行為者自身の態度に求めやすいというわけである。また、研究者の依頼に応じて奉仕的な活動に従事することを承諾した行為者自身は、その原因をそうした活動に固有の価値に求めることが多いのに対し、観察者は行為者の資質にそれを帰因し (McArthur, 1972)、別の状況でもその人は奉仕的な活動への要請を承諾するであろうと予測する傾向が認められている (Nisbett, Caputo, Legant, & Marcek, 1973)。

行為者と観察者との間に見られるこうした帰因傾向の違いを生じさせる原因としては、すでにいくつかの要因が検討されている。第一に、両者の

視点 (point of view あるいは perspective) の違いが挙げられる。観察者にとっては行為者のとる行為が最も目につきやすく [すなわち、図 (figure) と地 (background) の分化において他者の行為は図としての特徴をもちやすい]、周囲の状況はそれほど考慮されないのに対して、行為者にとっては自分の行為よりも周囲の状況に目がいきやすいので、上記のような傾向が生じるというわけである。この点に関して Storms (1973) は、ビデオテープを使用して行為者と観察者の視点を逆転すると上記の傾向が消失することを確認している。視点の違いにより因果関係の認知が影響され、最も目につきやすい対象に原因が帰されやすいことは Taylor and Fiske (1975) も検証している。さらに Arkin and Duval (1975) は、現実の視点の違いを「注意がどこに向けられるか」という問題に置き換え、実際にはビデオテープを見せなくても、それを撮っていると行為者に告げるにより自分自身の行為に対する意識 (self-awareness) が高まるので、普通に見られる行為者と観察者の帰因傾向の違いは逆転するという結果を報告している。これらの結果を考慮すると、行為者と観察者の視点の違いが Jones and Nisbett の命題を支持する少なくともひとつの根拠となっていることは認めざるを得ない。

行為者と観察者の帰因傾向の違いをもたらす第二の要因としては、行為者に関して両者がもっている情報の違いを挙げることができる。行為者はさまざまな状況における自分の過去の行為を記憶しており、当該の行為をそうした情報に照らして判断するが、観察者は別の状況でのその行為者の行為についての情報をもち合わせていないので観察した行為をその人に典型的なもののみとみなしやすく、そこから行為者の資質を推測しがちになる。一方、行為者自身は Kelley の一貫性や特異性の基準を検討するにたる十分な情報をもち合わせているので、特定の行為のみから自分の資質を推測する可能性は小さいというわけである。この仮説の直観的な妥当性は高いとしても、こうした要因を操作するのは現実には難しく実験的な検証はあまり行われていないようである。

最後に、観察者と認知者の動機の違いに基づく

説明をとりあげることができる。他者の行為をその人の資質に対応づけて理解することはその後の行動を予測する上で都合が良い。従って、観察者は観察した行為を行為者の資質に帰因しがちになる。一方、自分の行動が自分の資質に束縛されていると思うことは、自己の行動の自由が制限されることを意味するので心理的抵抗を生む (Brehm, 1966 参照)。従って、行為者は自分の行動を自己の資質に帰因するのを避け、環境側の要因にその理由を求めようとする。この説明はスペキュラティブなもので、経験的な検証に基づくものではない。そうした認知者の動機的なバイアスは、認知者自身に強い感情的意味合いをもつ事象に関して最も鮮明にあらわれると思われるので、次に、成功-失敗の帰因に関して自己の立場を擁護するように働くバイアスをとりあげることにする。

(2) 自己の立場を擁護するように働くバイアス

自分と直接的な関連性の乏しい事象に関してはある程度客観的な判断を下せるとしても、自我に直接結びつくような事象に関しては自己の立場を擁護するようなバイアスが働き因果関係の認知はゆがめられやすい。人は自分が成功をおさめた場合にはその原因を自分自身に帰して自尊心を高め (self-enhancing attribution)、失敗した場合にはその原因を外部要因に帰して自尊心の低下を防ぐ (self-protective attribution)。このようにして自己の立場を擁護するように働くバイアスの存在は、社会心理学者の間で広く容認されてきた (Hastorf, Schneider, & Polefka, 1970; Heider 1958 など)。

こうした命題を支持する実験結果も数多くある (Beckman, 1970; Fitch, 1970; Johnson, Feigenbaum, & Weiby, 1964; Streufert, & Streufert, 1969; Wolosin, Sherman, & Till, 1973; Wortman, Constanzo, & Witt, 1973 など)。例えば、実験課題で教師の役割を与えられた被験者は、自分の生徒の成績が向上した場合にはその原因を自分自身に帰因するが、成績があがらなかった場合 (Johnson, Feigenbaum, & Weiby, 1964) や悪化した場合 (Beckman, 1970) には相手にその原因を求めて生徒を批難する、という報告がある。し

かし、すべての実験結果がこうした命題を支持しているわけではなく、不明瞭な結果や全く逆の結果を示す実験例もかなりある (Beckman, 1970; Regan, Gosselink, Hubsch, & Ulsh, 1975; Ross, Bierbrauer, & Polly, 1974 など)。例えば、本職の教師と学生の両方を被験者として用いた Ross, Bierbrauer, and Polly (1974) は、11歳の子供(サクラ)に単語のスペルを教える作業をさせているが、その生徒の成績が標準よりも悪い時には被験者は自分自身にその原因を求め、標準よりも生徒の成績が良い時には生徒の資質に成功の原因を帰す傾向が認められている。さらに、この傾向は学生よりも当該の作業に対する自我関与度の大きいと思われる職業教師の間で一層明確にあらわれるという結果も確認されている。こうした結果は上記の命題と全く矛盾する。

自分と直接的な関連をもつ事象の帰因に関してバイアスが生じやすいという点は容認できるとしても、Miller and Ross (1975) が見事に展望したごとく、「自分の成功は内部帰因し失敗は外部帰因する」という公式化はあまりに単純にすぎるのであろう。こうした単純な公式化では見落されているいくつかの重要な変数を以下に指摘する。

第一に、当該の課題における自分の作業成績に関して事前にもっている期待 (expectancy) を考慮しなければならないであろう。自分の期待に反する結果は、それが期待以上の成功であっても期待以下の失敗であっても、外部要因に帰因されやすいと思われる (Feather, 1969; Feather & Simon, 1971 a, 1971 b; Gilmor, & Minton, 1974)。これに関連して、自尊心の低い人は高い人よりも自分の失敗を内部帰因しやすく (Fitch, 1970) また成功を外部帰因しやすく、という予測がたてられる。さらに、作業に失敗することを予期した場合には、成功を期待できる場合に比べて、その作業に対する努力を故意に怠って、能力が乏しい為に失敗したという悪い印象を回避しようとする可能性も考えられる (Archibald, 1974; Feather, 1963)。

第二に、帰因の対象となった作業をその後も継続して行なう可能性があるかどうか、という点も考慮されねばならない。再びくり返して行なう可

能性のない作業での成功を自分の能力に帰因する分には、その後の失敗によりその判断が覆される危険性はない。しかし、継続してその作業を行なうことを予期している場合には、そうした危険性があるのでより慎重になり、能力の自己帰因を少なくする、という報告がある (Wortman, Costanzo, & Witt, 1973)。また、単純に自尊心を高めようとするのではなく、将来に自尊心が傷つけられるのを避ける為に自分の能力を低く評定する、という報告もある (Regan, Gosselink, Hubsch, & Ulsh, 1975)。

第三に、行為の結果がどれほど現実的な重要性をもつか、という点も考慮しなければならない。失敗したことに對して大きな制裁が課せられるような場合には自分の失敗の原因を外部要因に帰そうとする強い傾向が生じるとしても、それほどの責任がない場合には失敗の原因を自分自身に認めやすいかもしれない。〔防衛的帰因 (pp. 23-25) 参照〕

第四に、自分の行為とその結果との間の因果関係が実験状況でどの程度明確に示されているかも考慮する必要がある。自分が原因で失敗したことが誰の目にも明らかな場合には、バイアスは生じにくいであろう。そうした因果関係が不明瞭なほど帰因のバイアスは大きくなると思われる。

最後に、これは一番重要なことであるが、どういう状況で帰因判断が行なわれたかを考慮する必要がある。「研究者はこれまで、プライベートな知覚過程としての帰因と質問者に対する表面的なコミュニケーションとしての帰因とを明確に区別していない (Ross, Bierbrauer, & Polly, 1974, p. 617)。」前述したように「タテマエ」上の帰因は「ホンネ」とは異なることが多い。従って、帰因傾向の議論をする時には、どちらのレベルでの帰因が問題とされているかをまず明確にする必要がある。特にわが国では「自分の成功は内部帰因し失敗は外部帰因する」よりも「自分の失敗は内部帰因し成功は外部帰因する」ことにより高い社会的価値が付与されているように思われる。従って、表面的な「タテマエ」上の帰因傾向を問題とする限りにおいては、わが国では上記の命題とは全く逆の傾向が認められる可能性の方が大きい。

こうした帰因傾向には文化的な違いが大きく反映されると思われるので注意を要する。その社会においてどういう帰因傾向が容認されやすいかは、自己防衛的な帰因のバイアスを考える上で重要な要因となる。

(3) 帰因過程の操作

これまでのところ、個人差はあるにしても、いわば各人の内に組み込まれた心理的機構から自然に生じる帰因の誤りやバイアスを扱ってきた。次に、研究者側で被験者に与える情報を操作して意図的に帰因の誤りを生じさせる手続きをとりあげ、それに基づく研究例を紹介することにする。そうした「錯誤帰因 (misattribution)」の手続きは、態度変容から感情操作などの臨床場面面にある幅広い領域で利用されており、現在では、帰因のアプローチによる独自の貢献が最も期待できる研究分野となっている。

こうした手続きの先鞭をつけたものとして Schachter and Singer (1962) の実験例がよく引用される。この実験は情緒に関する James-Lange 説を検証する目的で行なわれたものであるが、その手続きや結果は容易に帰因理論の用語に置き換えられる。そこではまず、ビタミン複合剤が視覚に及ぼす効果を調べるといふ偽の実験目的を告げて被験者を募り、その人達にビタミン複合剤と称して実際には興奮剤 (エピネフリン) を注射する。その際に半数の被験者には、ビタミン複合剤の副作用として興奮剤の注入に伴うような症状(手がふるえ、心臓が速くうち、顔が紅潮する、など)が生じることを告げるが、残りの半数の被験者にはそうした副作用について全く言及しないでおく。しかる後に、被験者は待合室につれていかれ、そこでもう一人の被験者 (実際はサクラ) と一緒に二十分ほど待たされる。その間、あらかじめ決められた脚本に従い、ひとつの条件ではサクラは陽気にはしゃぎまわり (euphoria 条件)、もうひとつの条件では怒りを示す (anger 条件) 演技をする。そして本当の被験者が同室者の示す感情に応じてどのような感情状態を示すかを観察する。その結果、興奮剤の注入により生理的興奮を経験している被験者のうち、あらかじめ適当な

副作用の説明を受けていた人達は特別の感情状態を示さないが、そうした説明を与えられず自分の生理状態に対する直接的な理由をもたない人達は周囲の状況に感染されやすくなり、euphoria 条件では実際に陽気に振舞い、anger 条件では実際に怒り出す傾向が認められた。このことから Schachter and Singer は、人の感情状態は生理的要因のみから決定するのではなく、認知的要因との相互作用により決定する、という結論を下している。ビタミン複合剤に興奮作用があると信じた人達は、自分の感じる興奮をその薬に帰因した為に感情的にはならなかったが、副作用の説明を与えられていない人達は、生理的興奮を薬には帰因せずにおかれた状況にそれを帰因し、その状況にふさわしい感情を自己の内に生起させた、と解釈できる。

その後、これと類似した手続きは他のさまざまな場面に適用されはじめている。例えば、恐怖感から生じるような生理的症状 (動悸や呼吸率の増加、ふるえ、胃の不快感、など) を副作用としてもつと称して実際には何の効果もない偽薬を被験者に飲ませてから電気ショックの実験を行なう場合には、ショックに対する恐怖から実際に生じる生理的興奮を誤ってその薬に帰因する為に恐怖感が薄らぎ、より強いショックを我慢するようになるという報告がある (Nisbett & Schachter, 1966)。Ross, Rodin, and Zimbardo (1969) は、偽薬のかわりに妨害ノイズを用いてショックに対する恐怖症状をそれに帰因させて同様の傾向を確認しているし、認知不協和により生じた興奮を同様の手続きで偽薬に帰因させたり (Zanna & Cooper 1974)、ショックに対する恐怖に帰因させたり (Pittman, 1975) すると不協和を減殺しようとする動機が弱まり、態度変容が生じにくくなるという結果も報告されている。

これと軌を一にするものとして、被験者に偽の生理的フィードバックを与えて帰因を操作する手続きに基づく一連の実験例を挙げるができる (Barefoot & Straub, 1971; Giesen & Hendrick, 1974; Goldstein, Fink, & Mettee, 1972; Harris, & Jellison, 1971; Hirschman, 1975; Kanfer, Karoly, & Newman, 1974; Misovich & Charis,

1974; Taylor, 1975; Valins, 1966; Valins & Ray, 1967 など)。例えば Valins (1966) は、男性の被験者に10枚の女性ヌード・スライドを連続的に見せる間、被験者自身の心臓の搏動をあらわすと称してあらかじめ録音された偽の心搏音を聞かせるという手続きを用いている。10枚の内5枚のスライドに対しては心搏率の変化はないが、他の5枚に対しては心搏率が著しく変化するようにあらかじめプログラムされている。その結果、被験者は自分の（偽の）生理的变化の原因をそうしたヌード・スライドに誤って帰因し、心搏の変動を示さなかったスライドよりも自分の心搏率がそれに対して変化を示すと信じたスライドをより魅力的と後で評定する傾向が認められている。この結果は何度も追試検証されているが、現在では、こうした現象が生じる為には自分の生理状態に関する認知だけで充分なのか実際の生理的变化に仲介される必要があるのか (Goldstein, Fink, & Mettee, 1972; Hirschman, 1975; Misovich & Charis, 1974),あるいは偽のフィードバックが効果をもつ為には被験者が自分を説得するのに十分な情報検索の時間を与える必要があるのか (Barefoot & Straub, 1971; Girodo, 1973; Misovich & Charis, 1974) などの議論が盛んに行なわれ、こうした現象を生じさせるメカニズムのより精密な検討の段階へと研究は展開している。

この手続きを臨床的な場面に適用する試みもなされている。Valins and Ray (1967) は、蛇を普通以上にこわがる学生を被験者として用い、蛇のスライドや他のスライドを合わせて呈示する間に被験者の心搏音に関する偽のフィードバックを与えているが、蛇のスライドに対しては心搏率が変化しないように操作を加えている。そうした操作の結果、自分は蛇に対して特別な生理的变化を示さないと信じた被験者は、その後、以前ほどには蛇をおそれる行動を示さなくなる傾向が認められている。ただし、被験者自身は蛇に対する恐怖が薄らいだという内観報告をしてはいない。帰因操作の臨床場面への応用に関しては Storms and Nisbett (1970) の実験結果が最も注目されるので、次に、それを詳しく紹介することにする。

『逆暗示効果 (negative (reverse) placebo effect)』

それほど重症ではない不眠症のひとつの原因として、眠れないことに対する不安が就寝中の生理的緊張を高め、そうした生理的变化がさらに不安を高めるといった悪循環が考えられる。従って、不眠に対する不安から生じる緊張を別の原因（例えば、就寝前に摂取した薬品の効果）によると思わせれば、そうした悪循環が断ち切れ、不眠の症状が改善される可能性がある。Storms and Nisbett (1970) の実験結果は、こうした認知上の操作により不眠症を治療する可能性を示唆している。

この実験では「夢の研究の為に不眠症の人を求む」という掲示により被験者を集め、ある薬品の効果を調べるという偽の実験目的を告げて実際には何の効果もない偽薬を手渡し、それを就寝前に飲むよう不眠症の被験者に指示している。その際に薬の副作用として、心搏率や体温の増加など不眠状態でいつも生じるような生理的状態を伴うと説明する条件（覚醒条件）と逆に心搏率や体温が低下すると説明する条件（鎮静条件）とを設けている。そして、その薬を服用した場合にはそれ以前と比べて寝つくまでの時間がどのように変化するかを検討しているが、薬に覚醒作用があると信じた場合には寝つくまでの時間が短くなり、逆に鎮静作用があると信じた場合には寝つくまでに普段よりも長くかかるという結果が得られている。薬に覚醒作用があると信じた被験者は、不眠により生じた生理的興奮をその薬に誤って帰因した為に不安がおさまり早く寝つけたが、鎮静作用のある薬を飲んだと思っているにも拘らずいつも通りの興奮を経験した被験者は、その為にかえって不安が高まり寝つくまでの時間がのびた、と解釈できる。

何の効果もない偽薬を覚醒剤と信じて服用すると寝つきが悪くなり、鎮静剤と信じる場合には早く寝つくのが普通の暗示効果であり、この結果はそれとは全く逆になっている。その意味で、Storms and Nisbett が示した結果は「逆暗示効果」と名づけられている。

いわゆる暗示効果の存在は一般にも広く信じられているが、何故ここではそれとは全く逆の効果が生じたのであろうか。この点に関しては、当該の状態をそれと照合して判断できるような内部基準(internal standard)の存在することが、逆暗示効果が生じる為の重大な要件として提唱されている。つまり、そうした判断基準のない時には外部から与えられた暗示通りの症状が生じやすいが、確固たる内部基準がある時には暗示にかかりにくく、時として暗示とは全く逆の症状が生じるというわけである。不眠に悩んでいる人達にとっては不眠の症状は重大な関心事であり、そうした状態に関しては確固たる内部基準が存在すると思われる。従って、偽薬の効果はそうした内部基準に照らして判断される。覚醒剤を飲んだにも拘らずいつもと同じ状態であれば自分の症状はそれほど悪くないと判断されるし、鎮静剤を飲んだのにもいつもと同じ興奮を経験すれば不眠の症状はかなり悪いと判断されやすい。不眠の悩みのない人達にとっては、恐らく、そうした内部基準はそれほど明確ではないので、Storms and Nisbett の手続きを用いた場合には普通の暗示効果が生ずる可能性の方が大きいと思われる。内部基準がある場合には逆暗示効果が生じ、内部基準がない場合には暗示効果が生じやすいという仮説は、Snyder, Shulz, and Jones (1974) により検証されている。Storms and Nisbett の実験結果は大変に興味深いものではあるが、寝つくまでに要した時間を被験者の事後報告により測定するなど方法的には問題が多く、また Kellog and Baron (1975) や Bootzin, Herman, and Nicassio (1976) はその追試検証に失敗している。

III. 社会的場面における責任判断

行為やその結果生じた事象の原因を人はどこに求めるかが帰因の課題であるが、特にネガティブな事象が生じた場合には、その原因の究明と共に関係者にどの程度の責任を負わせるかが現実重要な問題となる。事故や犯罪などの責任を誰に帰すかといった責任判断 (attribution of responsibility) の研究は、帰因理論のひとつの応用領域

を形成し、かなりの数の実験例も報告されているが、その結果や理論的考察には多くの混乱が認められる。そうした混乱の最大の原因は、責任という概念が日常さまざまな形で用いられているにも拘らず、研究者がそれらを明確にしていない点に求められる。従って、ここでは、日常多義的に用いられている責任という言葉のもつ意味についてまず考察を加えることにする。また、当該の事象が生起することの原因をなした者に対して責任を問うという一般的な原則により「因果性 (causality)」と責任との間には密接な関連が、普通、仮定されている。しかし、責任という概念は多義的であり、自分が原因で生じたネガティブな結果に対して責任を問われなくても、自分が直接的な原因となっていない事象に対して責任を負わされることもある。法体系においても因果性の解釈は重大な問題として扱われているが、それに関して統一された見解は確立されてはいないようである (Hart & Honoré, 1959 参照)。そこで、一般の人々に認知される因果性と責任との関連について、次に、検討を試みる。そして、こうした考察に基づき、今迄に行なわれた研究例を展望すると共に、私達の行なっている「交通事故に対する責任判断」の実験を最後の部分で紹介する。

1. 「責任」概念

責任という言葉は極めて使用頻度が高く、またさまざまな意味に用いられている。それだけに責任概念を明確に定義するのは難しい。『広辞苑』によれば、責任とは「①人が引き受けてなすべき任務、②法律上の不利益ないしは制裁を負わされること」とされている。しかし、「生起した事象の原因を誰に帰すか」という場合には「誰が原因でその事象が生じたか」をその主要な意味内容としており、責任という言葉は原因とほぼ同義に用いられているように思われる。作田(1972)が言うように「責任を問うとは、出来事の原因を何ものかに帰属せしめる作用である」。その意味で、責任のひとつのレベルとして、因果的責任 (causal responsibility) を考えることができる。ここでは、行為の理由や行為の生じた状況にかかわりなく何がその事象を生じさせたかが問題とされる。

しかし、責任の概念は責任を負うべきパーソナルな存在を前提とする点で原因とは異なる。例えば、全くの偶然で事故が生じたと認知されたい。その場合に、事故の原因を「運の悪さ」に帰すことはできるとしても、そうしたインパーソナルな存在に責任を負わせることはできない。恐らく、この場合には、「誰にも責任はない」という判断がなされるのが普通であろう。ただし、この頃の風潮として、国家や社会などの非人格的集合体をもパーソナライズして「国の責任」あるいは「社会の責任」と言う傾向が強いようではある。

普通に「責任」と言う場合には、因果的な意味だけではなく、当事者にどれだけの制裁を加えるかという意味合いが加味されている。ただし、ここで言う制裁には法律上の制裁だけではなく、批難や嘲笑といった社会的な制裁も含まれる。一般の人々が責任と言う場合には、後者を意味することの方が多と思われる。そうした制裁の種類により「法律的責任 (legal accountability)」と「道義的責任 (moral culpability)」とを区別することができる。法律的責任はよりフォーマルで、道義的責任はよりインフォーマルなものと捉えることができるであろう。

法律的責任と言う場合には、当事者の「責任能力」がまず問題になる。責任能力は「違法行為による法律上の責任を負担し得る能力、自己の行為の結果が不法な行為であることを弁識し得る能力」とされる。従って、そうした能力をもたない未成年者や心神喪失の状態にあった者が罪を犯した場合には、刑事上の責任も民事上の責任も当人には負わされない。また、未成年者の犯した罪に対して親が民事上の責任を問われることもある(庇護者責任)。こうして当事者の責任能力が考慮されるようになると、因果性の判断と責任の判断とはある程度遊離してくる。また、行為の結果がある程度以上の重大性をもたないと法律上の責任は問題とされない。「全然事故が生じないかもしくは軽い事故の場合なら、業務上の過失とは認められない作為ないし不作為も、重大な事故が生じた時は、怠慢・油断・忘却・不注意等様ざまの名目のもとに罰せられる。人は被告の責められるべ

き過失を執拗に立証しようとする。何びとも認める如く、例外を除いては、実害のない限り刑罰は発動しない。実害が生じた時、加罰の必要から行為者の責任が調査される。」(作田, 1972, p.147)つまり、結果が重大でなかった為に、因果的責任の求められるところに法律的責任が生じないことも多いわけである。

行為に違法性がない為に刑事上の責任が生じず、また結果がさほど重大ではない為に民事上の責任も生じないところにおいて、道義的責任が追求されることはよくある。これはいわゆる「道徳判断 (moral judgments)」であり、認知者側の価値判断という主観的色彩が強くなる。この場合には、実際にどの程度の社会的制裁を加えるかということより、行為者の行為はどの程度批難に値するかという判断 (blame-worthiness) が求められる。帰因理論において責任を問題とする時には、こうした意味での道義的責任を意味していることが最も多いように思われる。勿論、こうした意味での責任を判断する上で、当該の事象が生起する為に当事者の果した因果的役割は重要な要因となるが、当事者に与えられていた任務ないし義務も大きな影響を及ぼす。例えば、プールの監視員が溺れかかっている者を放置して溺死させた場合には、そうした救助義務のない他の客が同様の事態に置かれた時よりも、大きな責任を負わされるであろうことは想像に難くない。警察官が交通違反や盗みをしたり、裁判官が不正を行なった場合には、普通の人以上に大きな社会的批難が浴びせられる。

『客観的責任 (objective responsibility) と主観的責任 (subjective responsibility)』

これまでの議論では、ネガティブな事象が意図的に生じさせられたものかどうかという点は殆ど考慮されていない。実際には、当該の行為が故意になされたか、過失あるいは偶然かということは責任判断に重大な違いをもたらす。故意になされた行為に対しては過失などよりも重い責任の課せられるのが普通である。しかし、そうした主観的要素が考慮される為には一定の精神的な発達段階が前提とされる。幼児における道徳判断は行為の

結果のみに左右され、行為の意図は十分に考慮されないことを Piaget (1932) は示している。例えば、幼児は面白半分になぞと一枚の皿をわった子供よりも他人を手助けしようとして誤って十二枚の皿をわった子供の方を強く責める傾向が認められている。個人における道徳判断の発達段階だけでなく、社会的な責任の制度においても客観的責任から主観的責任への進化の流れを認めることができる。作田は未開社会や古制社会について次のように述べている。

「それらの社会においては過失が偶然から十分に区別されているようには見えず、従って過失の範囲が非常に広がっていると同時に、過失（恐らくは偶然を含む）の責任と故意の責任の重さの差異は、文明社会におけるその差異よりも、はるかに小さいように見える。まれにはあるが、その差異は全然なくなり、過失ないし偶然の行為者が故意の行為者と同量の刑を蒙ることさえある。」(p. 126)

社会の文明化が進むに伴い行為の意図といった主観的要素により大きな重点が置かれるようになるとされているが、そうした主観主義をつきつめると、人は犯した行為によってではなく犯そうとした意図の故に罰せられるという極端な立場が導かれる。こうした主観主義は、勿論、極端にすぎる。それに従えば、何千という人を偶然に殺した人には責任がなく、一人を殺そうとして実行に着手する前に検挙された人は重罰に処せられることになる。しかし、実際には、未遂罪は既遂罪よりも軽く罰せられる責任制度がより普遍的であり、一般の人々の道徳判断においてもこの傾向は確認されている (Jones & Aronson, 1973)。また故意の行為だけではなく過失に対しても批難が浴びせられ、法律的な制裁を受けるのがわれわれの社会の一般的な常識となっている。

2. 因果性と責任判断

人は自分が生じさせたすべての結果に対して責任を負わされるわけではない。自分が因果的役割を全く果たしていない事象に対して責任を負わされる段階から、自分が意図的に生じさせた事象に対しても責任を免除される段階にいたる五つの責

任のレベルを Heider は区別している。これらのレベルに対して Heider は特に名前をつけていないが、後に Shaw and Sulzer (1964) は、それぞれに対して、「全体的連合 (global-association)」、**「包括的作為 (extended commission)」**、「不注意の作為 (careless commission)」、**「目的的作為 (purposive commission)」**、「正当化される作為 (justified commission)」という名前をつけている。こうした名前は、現在では、「連合性 (association)」、**「因果性 (causality)」**、「予見可能性 (foreseeability)」、**「意図性 (intentionality)」**、「正当性 (justifiability)」と変えられている (Shaver, 1975 参照)。

「連合性」では、当人と直接的な因果的関連をもたない事象に対しても、何らかの意味での関連性が認められる限り責任を追求される段階が想定されている。親が罪を犯したことによりその子供が社会的制裁を受ける場合や自分の属する集団の一員が犯した罪に対して自分が批難される場合がその例として挙げられる。

「因果性」は、当人が生じさせたことはすべてその人の責任とされる段階である。行為の意図や動機は問題とされず、当人が予見し得なかった結果に対しても責任を負わされる。これは Piaget の言う「客観的責任」に対応している。

次に、当人が自分の行為の結果として生ずることを予見し得た事象に対してのみ責任を負わされる「予見可能性」の段階が考えられる。ここでも行為の意図や動機は考慮されず、不注意から生じたネガティブな事象に対しては責任が求められる。事故に対する過失の認定は主にこの段階での責任を問題にしているものと思われる。

そして「意図性」では、行為者が生じさせようと意図した事象に対してのみ責任の問われる段階が想定されている。これは Piaget の言う「主観的責任」の段階に対応するものと思われる。ここでは意図がいかんにして生じたかという遠因までは考慮されない。

最後に「正当性」の段階では、動機の出所までが考慮され、環境側の要因により誘発された行為の結果に対しては責任が軽減される。強要された行為に関してはその結果に対してあまり責任が追

求されないし、正当防衛ということもこの段階では容認される。

Shaw and Sulzer (1964) は、子供と大人の責任判断を比較し、子供の判断においてはこの五段階の責任レベルの認知がより未分化であることを確認している。

責任判断に関する多くの研究では、当該の事象の直接的原因のみが考慮されている。しかし、その原因についてもまた原因が考えられるわけであり、そうした「因果の連鎖 (causal chains)」を考慮すると問題はさらに複雑になる。裁判における被告弁護の技術は、ひとつに事件の因果の連鎖をたくみにたぐり環境側の原因を見つけ出すことにかかっていると云えるであろう。環境側に原因を求められれば、当該の行為はある程度正当化され、それだけ被告の責任は軽減されるものと思われる。事故の直接的原因より以前の原因の呈示により責任判断が影響されることは Brickman, Ryan, and Wortman (1975) が例証している。そうした因果の連鎖をたぐっていけば、結局は、外部要因に行き当たる可能性が高い。意図的な犯罪であっても、「犯罪者の意志の原因を、そのまた原因を、どこまでも追求していくならば、究極には無罪の原因の外は見あたらないに違いない。」(作田, 1972, p. 168)

3. 事故に対する責任判断——研究例の展望

わずかの例外 (Harvey, Harris, & Barnes, 1975; Jones & Aronson, 1973) を除き帰因理論に基づく責任判断の研究は、意図されない事象、つまり事故や偶然のできごとに対する責任判断をその研究対象として扱うことが多い。そこにおいては、事故関係者(被判断者)の魅力(新垣, 1976; Jones & Aronson, 1973; Landy & Aronson, 1969) や因果的役割 (Brickman, Ryan, & Wartman, 1975; Phares & Wilson, 1972), 行為の結果生じた事象のもつ感情的意味合い (新垣, 1976; McKillip & Posavac, 1975; Shaw & Skolnick, 1971) や重大性 (新垣, 1976; Chikin & Darley, 1973; McKillip & Posavac, 1975; Phares & Wilson, 1972; Shaw & Scolnick, 1971; Shaver, 1970; Stokols & Schopler, 1973; Walster, 1966, 1967), あるいは

被判断者と判断者(被験者)の類似性 (Chaikin & Darley, 1973; McKillip & Posavac, 1975; Shaver, 1970; Sorrentino & Boutillier, 1974) や共感傾向 (Aderman, Brehm & Katz, 1974; Cialdini, Kenrick & Hoerig, 1976; Godfrey & Lowe, 1975; Stokols & Schopler, 1973) などの諸変数が操作され、それらが責任判断に及ぼす影響が調べられている。また、これに関連して Rotter (1966) の「コントロールの位置づけ」が被験者側の個人差の変数としてしばしば用いられている (Hyland & Cooper, 1976; Phares & Wilson, 1972; Sosis, 1974)。

これらの諸変数のうちでは、後述する「防衛的帰因 (defensive attribution)」や「正当世界への信奉 (a belief in a just world)」との関連で、結果の重大性及び被判断者と判断者との類似性の両変数の効果が論議的のたされることが最も多い。しかし Fishbein and Ajzen (1973) や Vidmar and Crinklaw (1974) が指摘する如く、これらの研究結果や理論的考察には多くの矛盾が見られ、まさに混沌とした様相を呈している。その最大の原因は、前述したように、責任という概念の曖昧さに求められる。大部分の実験では「行為者はその事故に対して責任があるか (Is the actor responsible for the accident?)」といった類の抽象度の高い質問により責任の重さが測定されている。しかし交通事故を扱ったケースでは、加害者をどの位の期間投獄すべきか (Landy & Aronson, 1969; Phares & Wilson, 1972; Sosis, 1974), どの位の罰金を課すべきか (Mc Killip & Posavac, 1975; Phares & Wilson, 1972) などの具体的な罰の重さが従属変数として用いられることもある。前者においては事故が生じる上で行為者がどの程度の原因を担ったかという因果的な意味での責任判断の色彩が強いのに対し、後者においては制裁的な意味での責任の側面が強調されている。これらの測定法を併用した Phares and Wilson (1972) は、抽象的な責任の測定法と具体的な測定法とは異なった反応が生じることを示している。責任という概念の操作化に関して必ずしも統一的な立場が確立されていない事実は、責任判断の研究例を展望する上で注意を要する。

帰因理論に基づく責任判断の研究は、合理的な責任判断の過程を明らかにしようとするものよりも、責任判断の過程で生じる判断者のバイアスに焦点を合わせたものが圧倒的に多い。この点に関して体系的な理論的枠組みがあるわけではないが、Walster (1966) や Shaver (1970) は、不快な事故が自分の身に生じる可能性を減少しようとするバイアス、あるいは同様の事故が自分の身に将来生じた時に批難を回避しようとするバイアスが責任判断に働くことを提唱している。Walster と Shaver の考え方は異なっているが、上記のバイアスに基づく帰因傾向は一括して「防衛的帰因」と呼ばれている。

『防衛的帰因 (defensive attribution)』

事故の結果がたいしたものではなければ、その責任を誰かに帰そうとする衝動は生じない。被害者に過失がなく全く偶然にそうした事故に見舞われたと認知しても、それは認知者の安寧をそれほど脅さない。しかし、大きな被害を伴う事故の場合には事情が異なる。苦痛にみちたできごとが誰の責任でもなく偶然に生じるという思想は人を憂鬱にさせる。当人に過失がないのに不幸に見舞われたと認知することは、同様の事態がいつか自分の身に生じる可能性を認知者に示唆するからである。従って、事故の結果が重大になるほど誰かに責任を帰そうとする認知者の要求は強まる。つまり、そうすることにより過失がなくても不幸な事故が生じるという脅威を回避できるわけである。こうした責任判断の傾向を Walster (1966) は提唱し、それは後に「防衛的帰因」と呼ばれるようになっていく。

ある青年が丘の上に駐車しておいた車のサイドブレーキがこわれ無人のまま坂を下りはじめた事故に関する責任を Walster は判断させているが、その事故の結果の重大性が操作されている。例えば、坂の途中の切株にひっかかりバンパーを傷つけた場合よりも坂の下の木にあたり車を大破した場合にその青年の責任はより大きいと判断されている。事故の被害が大きくなるにつれ当事者の責任が大きいと判断されるようになるのは、より厳しい道德規準が適用される為だという解釈がこ

こではなされている。これに近い考え方を作田 (1972) も表明している。「もし生じた出来事が人間にとって無関係か或いは取るに足らないものであったなら、不幸や災難が生じなかったなら、人は責任を創造しようと決意しない。すべては因果的継列の一項に収まる。これに反し、もし出来事が重大であるなら、そして重大であればあるほど、人は別種の説明体系に頼ろうとする。この時、熟慮は有責を証明する為に活動するのである。(p. 168)」

実験事態における事故で行為者が他者に与える被害が大きいかほど偶然性がその事故の原因と認知される傾向が減少することを Chaikin and Darley (1973) は確認しているが、結果が重大なほど行為者に対する責任が大きく判断される傾向は認められていない。Walster の命題の追試検証に失敗した実験例は他にも多く見られる (MacKillip & Posavac, 1975; Schroeder & Linder, 1976; Shaver, 1970; Walster, 1967 など)。こうした実験結果の矛盾を整理する為に Phares and Wilson (1972) は「事故状況の曖昧さ (situational ambiguity-structure)」という概念を導入している。すなわち、結果が重大なほど行為者の責任が増大するという命題は、行為者と事故結果の因果的関連が明らかな場合に限り支持されるとしている。行為者の行為が事故の直接的な原因かどうか明確でない時には、「疑わしきは罰せず」の原則により、事故の重大性の効果は生じないというわけである。また Harvey, Harris and Barnes (1975) は、観察者の責任判断は Walster の提唱する傾向を示すが、行為者自身は自分の行為の結果が他者に大きな被害を及ぼすほど自分の責任を小さく判断するという実験結果を報告している。観察者と行為者とは、責任判断に働くバイアスの方向の異なる可能性がここでは示唆されている。

Walster の命題の追試検証に失敗した Shaver (1970) は、他者の身に生じた悲惨な事故が自分にも生じる可能性を回避するように働くバイアスではなく、同様の事故に自分が遭遇した時に批難を回避しようとするバイアスを提唱し、それを「防衛的帰因」と名づけている。そうしたバイアスが

生じる為の前提条件として Shaver は、事故の状況が認知者にとって関連の深いこと (situational relevance) を挙げている。例えば、飛行機の墜落事故は普段飛行機にのることのない人々にとっては関連が薄く、特に自己を脅すような状況とはならないが、他のパイロット達にとっては関連が深く責任判断にバイアスが生じやすい。そうした事故が自分の身にも生じるかもしれないと判断し、しかも行為者とのパーソナルな類似性を否定できない時には、認知者はむしろ当該の事故の行為者に対して寛容な責任判断の規準を適用することにより将来同様の事故を起こした場合の自分に対する批難を回避しようとする。これが Shaver の言う「防衛的帰因」の骨子である。

この場合にも、事故の結果が大きいほど自己を防衛する傾向が強まることが予想される。行為者と認知者のパーソナルな類似性が責任判断に及ぼす効果を検討した McKillip and Posavac (1975) は、事故結果が瑣末であれば類似性の効果は生じないが、重大な事故の場合には自分と似た行為者に対する責任を小さく判断する傾向を認めている。自己との類似性の高い行為者に対しては寛容な責任判断を行なうという結果は Chaikin and Darley (1973) や Shaver (1970) も報告している。さらに Schroeder and Linder (1976) は、行為者が事故の主要な原因をなしたと認知される場合には事故結果が重大なほど行為者に対する責任を小さく判断するという結果を Shaver の「防衛的帰因」を支持する根拠として提出しており、ここにおいて、Shaver の命題は Walster の命題と対立するようになる。前者は事故結果が重大になるほど行為者に対して寛容な責任判断が下されるとするのに対し、後者は逆に厳格な判断が下されるとしている。

しかし、一見相反するように思えるこれらの命題を整合させることも可能である。例えば、認知者の安寧を脅かすには充分だがそうした事故が認知者自身に生じる可能性が小さい場合には、Walster が提唱するように、当事者の責任と事故の重大性の間には正の相関が期待されるが、認知者にとっての関連が非常に大きい場合には、Shaver の言うように、加害者の責任と事故の重

大性の間には負の相関が生じる、という解釈もなされている (Vidmar & Crinklaw, 1974)。この点に関しては、行為者の行為が他者に与える被害が大きくなるほど観察者は行為者に大きな責任を課すが、行為者自身は逆に自分の責任を小さく判断するようになるという前出の Harvey, Harris and Barnes (1975) の実験結果が参考になる。行為者の置かれた状況が認知者と極めて類似したものであれば認知者はその行為者自身が示すようなバイアスを報告する可能性は大きい。いずれにしろ、こうした解釈が可能なのは、責任という概念の多義性に負うところが大きい。結局、Walster と Shaver とでは責任概念の異なった側面に焦点を合わせているように思われる。すなわち、Walster は因果的な観点から責任を扱っているのに対して、Shaver は制裁的な観点から責任を問題にしている。当事者に因果的な責任を負わせることにより認知者はまず偶然にそうした事故が自分の身に生じる可能性を回避しようとするが、そうした可能性が否定しにくい時には、同様の事態での自分に対する制裁的な意味での責任を回避しようとする。こうした傾向は事故が大きいほど強まるとすれば、Walster と Shaver の命題は統一的な「防衛的帰因」の傾向として整合され得る。

また、Walster は事故の当事者の被害者としての受動的側面に注目しているのに対して、Shaver は加害者としての能動的側面に注目している、と言えるかもしれない。そうであれば、事故が重大になるにつれ被害者に帰される責任は増大し、加害者に帰される責任は軽減されるという形でふたつの命題を整合させることも可能である。しかし、防衛的帰因が問題とされるのは、加害者と被害者とが明確に区別できる事故の状況だけとは限らない。また、たとえ両者が区別されても、事故は加害者にとっても不幸なできごとであり、加害者も被害を蒙ることになる。従って、事故が大きくなるにつれ被害者の責任は大きく加害者の責任は小さく判断されるという公式化は単純にすぎるとし、既存の実験結果に支持されるものでもない。

ただ、今迄の研究では、行為者が他者に被害を

与える状況も行為者のみが被害を受ける状況も特別には区別して扱われていないし、認知者が誰と自己を同一視するかという考慮も充分にはなされていない。こうしたことが、防衛的帰因に関する実験や理論的考察に混乱をきたす一因となっているのは確かである。帰因理論とは別の系譜から生じたものではあるが、罪のない者が不幸な目にあった時に人々はどのような反応を示すかということに関して Lerner が「正当世界への信奉」という命題を提出しているのだから、次に、それを紹介することにしよう。

『正当世界への信奉 (a belief in a just world)』

立派な人や良い行ないをした人は報われ、悪人や悪い行ないをした人は罰せられる。いわば因果応報の支配する世界に自分達が住んでいると一般に人は信じようとする傾向のあることを Lerner ら (Lerner, 1965 a, 1970, 1971; Lerner & Matthews, 1967; Lerner & Simmons, 1966) は指摘し、そうした信念を「正当世界への信奉」と名づけている。誰かの身に不幸なできごとが生じたとすれば、人はそれを当然の報いとみなそうとする。つまり、その人は何か過ちを犯したか、あるいはその人は悪い人間なので不幸な目にあってしかるべきだと信じようとする。良いことが生じた場合も同様であり、人は当事者の行動や人柄によりそれを当然のこととみなそうとする。

過失はないのに苦しみを味わっている被害者 (innocent victim) に対して観察者はどのように反応するかという実験状況が、こうした「正当世界への信奉」の命題を検証する為にしばしば利用されている (Aderman, Brehm & Katz, 1974; Chaikin & Darley, 1973; Cialdini, Kenrick & Hoerigh, 1976; Godfrey & Lowe, 1975; Harvey, Harris and Barnes, 1975; Lerner & Matthews, 1967; Lerner & Simmons, 1966; Sorrentino & Boutillier, 1974)。学習事態での誤反応に対して電気ショックを与えられる条件に割りあてられた他の被験者 (実際はサクラ) がショックに苦しむのを観察した時に、真の被験者がその被害者に対してどのような評価を下すかを検討した Lerner and Simmons (1966) や Lerner and Matthews (1967)

は、不幸な被害者は同情されるよりも拒否され、その人格的価値を低く評価されるという結果を報告している。特に、自分が相手 (被害者) をそうした条件に割りあてたと観察者が認知した場合 (Lerner & Matthews, 1967) や自分の為に相手が電気ショックを受けることを志願したり、被害者を償う道がとざされた場合 (Lerner & Simmons, 1966) にこの傾向が生じている。こうした結果は、当人に行動上の過失が認められない時にはその人格的価値を低め「欠点の多い者が不幸にあらうのは当然だ」という形で観察者が「正当世界への信奉」を維持しようとする為に生じた、と解釈されている。逆に、被害者の価値を否定しにくい時には、より多くの過失が被害者に帰されるといふ報告もある (Jones & Aronson, 1973)。

立派な相手に被害を与えたと思うよりもつまらない相手に被害を与えたと信じの方が認知的な不協和は小さいと考えられるので、自分が被害を与えた相手の人格的価値を低く評価する現象 (Davis & Jones, 1960; Glass, 1964; Lerner, 1965 b) は認知不協和理論により解釈できるとしても、この場合の認知者は自分が加害者ではないのに同様の傾向を示している。それ故に Lerner は「正当世界への信奉」という命題を提唱したわけであるが、認知者が被害者の不幸に対して多少ともうしろめたさを感じる時にこうした現象が生じるので、特に「正当世界への信奉」という命題を提唱するまでもなく認知不協和に基づく正当化によりこうした結果を充分解釈できるという考えを Cialdini, Kenrick and Hoerig (1976) は表明している。この他にも「正当世界への信奉」に依拠することなく上記の現象を解釈しようとする試みはいくつか認められる。例えば、Godfrey and Lowe (1975) は、苦痛を伴う実験への参加をいやいや承諾した被害者は意志の弱い人間とみなされた為に低い評価を受けたと解釈しているし、Aderman, Brehm and Katz (1974) は、Lerner の実験で被害者に対する同情的反応が生じないのは、そうした同情を禁じるような教示が暗黙裏に被験者に与えられていた為だという見解を表明している。

また、被害者と同様の状況に自分も置かれる可

能性がある時には観察者が被害者に厳しい評価を下す傾向が消失することから、Chaikin and Darley (1973) や Sorrentino and Boutillier (1974) は「正当世界への信奉」よりも「防衛的帰因」を支持する考えを披瀝している。「正当世界への信奉」では直接には責任という概念が考慮されていないが、各人が自分の行為に応じた報いを受けるとする信念は、行為の結果が重大なほど行為者の責任は大きく判断されるという予測を導く。従って、ネガティブな事象が生じた場合には、「正当世界への信奉」は Walster の「防衛的帰因」と同様の予測を生むことになる。しかし、ポジティブな事象の場合にもそれを行為者に対する当然の報いとすることから、「正当世界への信奉」は、結果がよりポジティブなほど行為者の果たした役割は大きく判断されることを予測する (Lerner, 1965 a)。一方、「防衛的帰因」はポジティブな事象に関しては明確な予測をもたないが、Shaw and Skolnick (1971) は、ポジティブな結果は偶然に生じたと認知する方が自分もそうした恩恵に浴する可能性が高まるという考えに基づき「防衛的帰因」を修正し、ポジティブな結果の重大性と行為者の責任との間に生ずる負の相関を「防衛的帰因」を支持する根拠として提出している。新垣 (1976) も Shaw and Skolnick の考えを部分的に支持する結果を報告している。

しかし、これらの研究例から「正当世界への信奉」と「防衛的帰因」のどちらの解釈が妥当かという一義的な結論を引き出すのは極めて困難である。「正当世界への信奉」にしる「防衛的帰因」にしる認知者のバイアスを説明する為に提唱されたものであり、責任判断に関する体系的な理論を構成するものではない。いずれの解釈も恣意的なものであり、それぞれの解釈にうまく適合するようなバイアスの生じる限定条件を明らかにしていくことが今後の研究課題となろう。

以上概観したごとく責任判断に関する研究は、「責任」という概念が多義的なことや体系的な理論的枠組みがないことなどから、まさに混沌とした様相を呈しているのが現状である。しかしながら、事故などが生じた時には、法的な判断は別にしても、必ず責任判断がなされるわけであり、

そうした過程を体系化することには現実に重要な意味がある。その為には、まず、「責任」という概念が一般の人々にどのように使われているかをより一層明確に把握する必要がある。

一般の人々は、通常、事故などに対して「～のせいだ」、「～が悪い」、「～の責任だ」という判断を、それぞれの概念を明確に区別することなく、かなり直観的に行なっているものと思われる。それに対して法律の専門家の行なう責任判断は、より分析的であり、はるかに限定された意味での責任を考慮しているものと思われる。従って、法律家の責任判断と比較することにより一般人のもつ「責任」観を多少とも明確にすることは可能と思われるが、そうした視点は従来の研究には全く欠如している。それで私達は、特に交通事故の問題をとりあげ、事故に関する諸変数を操作することにより一般人と法律家の責任判断がどのように影響されるかを比較検討することを通じて、一般人の「責任」観を明らかにすることを試みた。この研究は、まだ探索的な段階を越えるものではないが、最後にそれを紹介することにする〔実験結果の詳細については三島 (1977) 参照〕。

4. 交通事故に関する実験例

帰因理論に基づく従来の責任判断の研究は、主として、認知者のバイアスに焦点を合わせたものが多く、そこでは前述した如く、事故の重大性や判断者と被判断者の類似性などかなり限定された変数が操作され、それらが責任判断に及ぼす効果が検討されている。本研究では、それ以外の変数もとり入れ、予備実験を通じて6件の交通事故のケースを作製した。それぞれのケースに描写される事故状況の概要及びそこで操作される変数は表3に一覧表のような形で示されている。最初の2ケースはひとつの変数のみが操作される一元配置のデザインをとっているが、残りの4ケースはふたつの変数を同時に操作する二元配置のデザインをとっており、後半の3ケースでは、いずれも被害者の年齢操作がひとつの要因として組込まれている。各ケースには、従って、変数操作に伴ういくつかのヴァリエーションが含まれるが、それぞれの被験者には各ケースひとつのヴァリエーション

表 3. 各ケースに示される事故状況及び変数操作

ケース	事故状況	操作された変数
I	新規購入した中古車を運転中ブレーキがきかなくなり、青信号で横断中の歩行者を轢死させた。	事前の車体点検によりブレーキ故障を発見できた可能性を操作。発見が不可能な場合 (A ₁) と可能な場合 (A ₂) を設定。
II	同乗者の要請に応じてスピードを出しすぎた結果、カーブを曲がり切れずにガードレールに衝突し、ガードレール及び自転車を破損。	運転者に対する同乗者の身分関係を操作。同乗者が上司の場合 (A ₁) と同僚の場合 (A ₂) を設定。
III	赤信号にも拘らず横断中の歩行者を、対面信号が青なのを確認後、道路の凹凸に気をとられて進行を続け、ひき殺した。	被害者及び加害者の魅力进行操作。被害者の魅力が高い場合 (A ₁) と低い場合 (A ₂) 及び加害者の魅力が低い場合 (B ₁) と高い場合 (B ₂) を設定。
IV	歩道橋を渡らずに国道を横断中の被害者を、自転車の左側を大型自動車が走っていた為に発見が遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わずにはねてしまった。	被害者の年令及び被害の大きさを操作。被害者が 74 才の場合 (A ₁) と 21 才の場合 (A ₂) 及び被害者が負傷の場合 (B ₁) と死亡 (B ₂) の場合を設定。
V	ダンボール箱に入って遊んでいた子供をそれと気づかずに、空箱が転っているものと考えて進行を続け、ダンボール箱の中の子供をひき殺した。	子供の年令及び子供に対する母親の日頃の注意の有無を操作。子供が 3 才 (A ₁)、8 才 (A ₂)、12 才 (A ₃) の場合及び母親の日頃の注意がなかった場合 (B ₁) 及びあった場合 (B ₂) を設定。
VI	ワンマンバスの発進により、乗客が入口付近で転倒し負傷した。	被害者の性別及び年令を操作。被害者が男の場合 (A ₁) と女の場合 (A ₂) 及び 30 才の場合 (B ₁) と 73 才の場合 (B ₂) を設定。

Ⅲ のみが呈示され、変数の操作が行なわれていることを伏せて判断が求められた。各ケースのヴァリエーションの組合せ及びケースの呈示順序は被験者ごとにランダム化されている。155 名の大学生からなる一般被験者は、各ケースに示される事故状況の記述を読んだ後、その事故が起きたことに対して関係者のそれぞれにどの程度の責任があると思われるかをパーセンテージで判断した。

この他に、裁判官 1 名、弁護士 1 名、刑法学者 2 名の計 4 名からなる法律家の被験者にも同様の判断を求め、一般人の責任判断との比較を試みた。ただし、法律家被験者の数が少ないことから、変数の操作を伏せて判断を求めることは不可能となり、各ケースのすべてのヴァリエーションを呈示してそれらを比較した上での判断が行なわ

れた。従って、一般被験者と法律家被験者とでは実験状況が同一ではなくなってしまうが、ここでは、法律家の判断をモデル回答として扱い一般人の判断との比較を行なうことにする。

6 件のケース及びそのそれぞれに対する責任判断の結果は以下の通りである。表 4～表 8 には各ケースの事故関係者に対してパーセンテージで行なった一般被験者の責任判断の平均値が示されるが、法律家被験者に関する結果はカッコ内に記されている。

〔ケース I〕 ここではブレーキ故障という外部要因が直接の原因となって生じた事故をとりあげたが、事前の適当な措置により故障発見が不可能な場合 (A₁) と可能な場合 (A₂) とを設定し、その影響を検討した。

4月23日正午頃、大分市内の国道10号線上で、友上組運転手三浦正人（36才）は大型貨物自動車を運転中ブレーキがきかなくなり、青信号で横断歩道を歩行中の会社員田中 清（23才）をはね、死亡させた。調べにより次のことが判明した。この大型貨物自動車は、大分自動車販売株式会社が中古車を修理・整備して車検を受けた後、4月21日に友上組に売渡したものである。買受けてからすぐ三浦が初めて運転したが、出発後 10 km の地点でこの事故が起こった。ブレーキがきかなかった原因は、ブレーキオイルパイプからブレーキオイルが洩れていたためである。三浦は車検を信用し、出発前に車体の点検をしていない。(A₁) しかしたとえ点検していてもブレーキオイルの洩れは発見できなかったと思われる。 [(A₂) もし点検していたら、ブレーキオイルの洩れは発見できたと思われる。]

故障発見の可能性の操作による有意な差は、運転者三浦正人及び大分自販に対する責任に関してのみ認められた。故障発見が不可能な場合に比べ、それが可能であった場合には運転者の責任はより大きく [41.64 > 22.92, F(1,153)=29.56, p < 0.001], 故障車を売った大分自販の責任はより小さく [38.88 < 53.44, F(1,153)=13.14, p < 0.001] 判断されている。実際、故障発見が不可能な場合には大分自販に最大の責任が帰されているのに対して、発見が可能であった場合には最大の責任は

表 4. ケース I の結果

	故障発見の可能性	
	A ₁ (不可能)	A ₂ (可能)
三浦正人 (運転者)	22.92 (6.67)	41.64 (43.33)
大分自販	53.44 (73.33)	38.88 (43.33)
友上組	18.44 (3.33)	17.22 (20.00)
田中 清 (被害者)	1.10 (0.00)	0.81 (0.00)
その他	4.03 (10.00)	2.44 (10.00)

運転者に帰されている。運転者はいずれの場合も事前の車体点検をしていないので、その行為においては全く同一である。従って、行為者に対する責任判断は、実際に行なった行為だけではなく、行ない得た行為により生じる結果の可能性によっても影響を受けることが示唆される (表 4 参照)。

故障発見の可能性の操作に伴う上記の効果は、法律家の判断においてもより一層顕著な形であられている。ただし、一般人の判断においては、運転者及び大分自販以外の事故関係者の責任には有意差が生じていないのに対し、法律家の判断では、故障発見が可能な場合には、運転者だけではなく運行供用者である友上組に対する責任も大きくなる [20.00 > 3.33] 傾向が認められる。また、表 4 中の「その他」としては車検係が挙げられているが、法律家の方が一般人よりもその責任を大きく判断している [10.00 > 3.23]。

〔ケース II〕 同乗者の要請に応じてスピードを出しすぎたことが、結果的に事故を導いたケースにおいて、運転者に対する同乗者の身分関係を操作し、同乗者が上司の場合 (A₁) と同僚の場合 (A₂) とを設定した。

4月6日午後2時頃、杉並区内の井の頭通りで、日乃出食品株式会社運転手森野 徹 (27才) は、指定制限速度 40 km/h のところ 70km/h で普通貨物自動車を運転中、スピードの出し過ぎによりカーブを曲がりきれずガードレールに衝突した。この事故により事故車の左フロント部とガードレールが破損した。森野は取引先に自社製品を届ける途中であったこと、及び事故当時同乗していた (A₁) 上司の同株式会社営業部長坂口良夫 (45才) [(A₂) 同僚の同株式会社勤務運転助手坂口良夫 (21才)] が、製品の納入期限までの時間的余裕がなかったために森野を急がせていたことが、調べにより明らかになった。

このケースの運転者は、事故の原因となった違法行為を意図的に行なっている点で他のケースと異なっている。ケース I の事故の直接的原因はブレーキ故障という外部 (external) 要因に帰され

表 5. ケースⅡの結果
同乗者(坂口)の身分

	A ₁ (上司)	A ₂ (同僚)
森野徹 (運転者)	55.00 (83.33)	66.17 (86.67)
坂口良夫 (同乗者)	43.48 (16.67)	29.42 (13.33)
その他	1.52 (3.33)	4.80 (3.33)

るのに対し、この事故の直接的原因は行為者自身 (internal) に求められる。ただし、その意図の出所に関しては、必ずしも内発的なものではなく、同乗者の要請という外部からの圧力が加えられている。特定の行為を強いる外部からの力が弱く行為選択の自由度が大きいと思われるほど、その行為は行為者内に帰因されやすくなることは、前述した如く、Jones and Davis (1965) の帰因モデルの基本構想となっている。他者の要請に応ずる場合、それが目上の者からなされたものであれば依頼というより命令としての色彩が強まり、その強制力は大きくなると思われる。従って、他者の要請に応じた結果生じた事故に対しては、その要請が目上の者からなされた場合よりも目下の者からなされた場合の方が行為選択の自由度は大きく、行為者に帰される責任も大きくなることが予測される。

結果は予測通りであり(表5参照)、運転者を急がせていた同乗者が運転者の上司の場合よりも同僚の場合に、より大きな責任が運転者に課せられている [66.17 > 55.00, $F(1, 153) = 9.77, p < 0.005$]。また同乗者の責任に関しても身分の操作による有意差が生じ、その身分が高いほど責任は大きく判断されている [43.48 > 29.42, $F(1, 153) = 17.76, p < 0.001$]。さらに、身分関係の操作は、この両者以外への責任判断にも影響を及ぼしている。表5の「その他」としては、両者を雇用している食品会社が挙げられているが、その責任は「上司」の場合よりも「同僚」の場合により大きくなる傾向が認められる [4.80 > 1.52, $F(1, 153) = 3.12, p < 0.10$]。運転者に対する同乗者の要請は利己的な動機に基づくものではなく、結局は会社の要請に

基づくものと思われる。その意味で多少の責任を超個人的な単位としての会社に帰すことはできるが、会社の要職にある営業部長が同乗している場合には、その責任を肩代りさせられ、その為に会社自体に帰される責任が小さくなっているようである。

一方、法律家の判断に関しては、身分関係の操作による影響はあまり認められない。また、全体として、一般人よりも法律家の方がこのケースの運転者により重い責任を負わせる顕著な傾向が認められる [85.00 > 60.58]。法律家は、たとえ同乗者に急がせられても安全を怠るべきではないという運転者の義務を厳格に認識して判断を行なっているのに対して、一般人の方がこのケースの運転者に対してはるかに同情的な反応を示している。

〔ケース III〕 事故の因果関係とは直接に関連のない被害者及び加害者のパーソナルな魅力进行操作し、被害者の魅力が高い場合 (A₁) と低い場合 (A₂) 及び加害者の魅力が低い場合 (B₁) と高い場合 (B₂) を組合せ 2×2 の四つのヴァリエーションを設定した。

1月23日午後11時30分頃、京都市下京区堀川通り七条交差点において、(A₁) 医師 [(A₂) 前科三犯無職] 西口春夫 (44才) は横断歩道を歩行中、(B₁) もぐり金融業 [(B₂) 保護司] 増原 博 (37才) の運転する普通乗用車にはねられ、頭部に重傷を負い翌24日死亡した。調べによると西口は、(A₁) 急患の知らせを受け患者宅へ急いでいたため [(A₂) 日頃仲の悪いけんか相手を通りの向う側に見つけ]、歩行者用対面信号が赤であるにもかかわらず横断していた。(B₁) そこへ貸金を取り立てて帰宅途中の増原が通りかかった。[(B₂) 増原は自分が担当している少年院仮退院後保護監察中の少年と話しあって遅くなり、帰宅途中であった。] 増原は青信号を確認後、進路前方の道路の凹凸に気を奪われて進行を続け西口をはねたものである。

当事者のパーソナルな属性や魅力といった当該の事象の因果関係とは無縁の要因进行操作することにより認知者の責任判断がバイアスを受けることを例証した実験例は過去にもいくつか見られる。

表 6. ケース III の結果

増原 博 (加害者) の責任

被害者の魅力	加害者の魅力		
	B ₁ (低)	B ₂ (高)	\bar{X}_A
A ₁ (高)	46.84 (27.50)	42.89 (27.50)	44.70 (27.50)
A ₂ (低)	37.19 (27.50)	37.37 (27.50)	37.29 (27.50)
\bar{X}_B	42.43 (27.50)	40.29 (27.50)	41.26 (27.50)

西口道夫 (被害者) の責任

被害者の魅力	別害者の魅力		
	B ₁ (低)	B ₂ (高)	\bar{X}_A
A ₁ (高)	49.47 (72.50)	55.78 (72.50)	52.89 (72.50)
A ₂ (低)	62.19 (72.50)	61.12 (72.50)	61.60 (72.50)
\bar{X}_B	55.28 (72.50)	58.29 (72.50)	56.93 (72.50)

「正当世界への信奉」を検証しようとした Jones and Aronson (1973) は、強姦事件をとりあげ、被害者が既婚の女性、未婚の処女、離婚した女性の場合を設定し、前二者の方が後者よりも魅力が高いという前提のもとに被害者の魅力进行操作している。その結果、被害者の魅力が低い時よりも高い時に加害者に重い罰が課せられる一方、被害者自身の過失も大きいと判断される傾向が認められている。本研究と同様に交通事故のケースを扱った Landy and Aronson (1969) は、被害者の魅力と共に加害者の魅力も操作し、罰の重さという形で加害者に対する責任を判断させているが、被害者の魅力が高い場合及び本人の魅力が低い場合に、より重い責任の帰されることを確かめている。

責任の測定法は異なっているが、表 6 に示される本実験の結果は、大筋において、Landy and Aronson の結果と一致している。被害者の魅力が高い時には加害者に責任がしわ寄せされ、加害者の魅力が高い時には被害者に責任がしわ寄せされる全体的な傾向が認められる。ただし、加害者の魅力操作による差は有意水準に達せず、被害者の魅力操作のみが、加害者及び被害者の責任に関して、有意な差をもたらしている。すなわち、被害者の魅力が低い場合よりも高い場合に、加害者の責任を重く [44.70 > 37.29, F(1, 151) = 4.00, p < 0.05], 被害者自身の責任は軽く [52.89 < 61.60, F(1, 151) = 5.70, p < 0.025] 判断されている。

一方、法律家の判断に関しては、予想通り、魅力操作による影響は全く認められない。ただし、

一般被験者と違い、法律家被験者はすべてのヴァリエーションを比較した上で判断を行なっているので理性的な判断を下しやすかったとも考えられる。一般被験者と同様の手続きを用いた場合に法律家の判断が当事者の魅力によるバイアスを全く示さないかどうかは明らかでない。また、このケースに関しては、一般人よりも法律家の方が、全体に、被害者に大きな責任を課している [72.50 > 56.93]。おそらくこれは、被害者は赤信号にも拘らず横断していたという事実に対して法律家の方がより大きなウェイトを置いた為と推察される。

〔ケース IV〕 歩道橋を渡らずに国道を横断しようとした歩行者が車にはねられたケースにおいて、被害者の年齢 [(A₁) 74歳, (A₂) 21歳] 及び被害の大きさ [(B₁) 負傷, (B₂) 死亡] を操作した。

8月15日午前7時20分頃、第一京浜国道上で、(A₁) 無職の74才の老人 [(A₂) 21才の学生] 安川吉造は道路を横断中、河内 茂 (46才) 運転の普通乗用車にはねられ、(B₁) 全治二週間の傷を負った [(B₂) 出血多量のため死亡した]。調べによると河内は、自転車の左側車線を走る神田正一 (47才) 運転の同方向進行車 (大型貨物自動車) に接近していたため前方がよく見えない状態で、30 km/h の速度で運転していた。神田は安川を発見するのが早かったので停止も早く、はねるには至らなかったが、河内は発見が遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わず、なおも横断している安川をはねたものである。事故現場から西方約 50 m のところに歩道橋があるが、安川はこれを通らず横断しようとしていた。

表 7. ケース IV の結果

河内 茂 (加害者) の責任

被害者の 年齢	被害の大きさ		
	B ₁ (負傷)	B ₂ (死亡)	\bar{X}_A
A ₁ (74 才)	46.15 (25.00)	45.00 (25.00)	45.66 (25.00)
A ₂ (21 才)	37.07 (21.25)	35.85 (21.25)	36.50 (21.25)
\bar{X}_B	41.24 (23.13)	39.64 (23.13)	40.52 (23.13)

安川吉造 (被害者) の責任

被害者の 年齢	被害の大きさ		
	B ₁ (負傷)	B ₂ (死亡)	\bar{X}_A
A ₁ (74 才)	46.41 (75.00)	51.72 (75.00)	48.67 (75.00)
A ₂ (21 才)	57.72 (78.75)	57.80 (78.75)	57.76 (78.75)
\bar{X}_B	52.53 (76.87)	55.28 (76.87)	53.77 (76.87)

操作された両変数の内、被害者の年齢の違いのみが加害者及び被害者に対する責任判断に有意な差をもたらしている(表7参照)。すなわち、被害者が学生の時よりも老人の時に、より大きな責任が加害者に課せられ [45.66 > 36.50, F(1, 151) = 5.66, p < 0.025], 逆に被害者自身の責任は小さく [48.67 < 57.76, F(1, 151) = 4.65, p < 0.05] 判断されている。これは、単に老人に対する同情といった情動的な反応の結果なのか、事故から身を守る能力の乏しい老人にはより大きい注意を払うべきだといった理性的な判断の結果なのか明らかではないが、自己との類似性の高い行為者に対しては寛容な責任判断を下すという Shaver の「防衛的帰因」の考えは、いずれにしろ、支持されない。本実験の被験者は大学生であり、Shaver の考えによれば、被害者が老人の時よりも学生の時にその責任を小さく判断することが予測されるからである。一方、被害の大きさによる有意差は生じていないが、傾向としては、被害者が負傷した時よりも死亡した時に運転者の責任は小さく判断されている。損害賠償といった民事上の責任が考慮されるならば、被害者が死亡した時により大きな責任が運転者に課せられるはずであり、この結果とは矛盾する。上記の傾向は、むしろ、Lerner の「正当世界への信奉」といった考え方によりうまく解釈される。つまり、大きな被害を受けた者はそれだけ大きな過失を犯したのだと判断者が信じようとする為に、被害者が死亡した場合には被害者自身の責任が大きく判断され、逆に加害者の責任は小さくなったと解釈できる。勿論、こうした

解釈はかなり恣意的なものであり、その妥当性は十分に明らかにされてはいない。

法律家の責任判断には被害の大きさによる影響は全く認められないし、被害者の年齢による影響も殆ど認められない。これにより、一般人も法律家も、ここで問われた「責任」概念の内に民事上の責任を含めていないことが示唆される。このケースにおいても、また、一般人よりも法律家の方が被害者の責任を大きく判断する傾向 [76.87 > 53.77] が認められる。このケースの被害者は歩道橋を渡らずに国道を横断する違法の行為を行っており、その事実に対して法律家の方がより大きなウェイトを置いたものと思われる。

〔ケース V〕 大通りでダンボール箱に入って遊んでいた子供を、それとは知らず、空箱が転っているものと考えて進行を続けて轢死させたケースにおいて、子供の年齢を 3 歳 (A₁)、8 歳 (A₂)、12 歳 (A₃) と操作すると共に、母親の監護義務との関連で、子供に対する日頃の注意がなかった場合 (B₁) とあった場合 (B₂) とを設定した。

12月11日午後3時(快晴・無風)、大阪市大正区内の通称大通りにてダンボール箱で遊んでいた〔同区立桜川小学校(A₂)二年、(A₃)六年〕沢田信子ちゃん(A₁)(3才)〔(A₂)(8才)、(A₃)(12才)〕は、林田明彦(会社員、30才)運転の普通貨物自動車に轢かれ死亡した。調べによると、信子ちゃんは前夜沢田方で購入した洗濯機のダンボールの空箱(95cm×78cm×65cm)を路上に引出し、その中に入って箱を転ばせ遊んでいた。林田はダンボール箱が横転

して少し菱形になった恰好で二回回転して動いて来るのを約 60 m 前方に発見したものの、空箱が風に吹かれて転っているものと考え、それ以上の注意を払うことなく、そのままダンボール箱及びその内にいた信子ちゃんを左前輪で轢いたものである。〔(B₂)なお信子ちゃんの母親美恵は、普段から表(事故のあった路上のこと)は危いから、横の路地で遊ぶようにしなさいと言っており、この日もそのような注意を与えていた。〕

両変数の操作による効果は、運転者に対する責任に関しては認められず、被害者及びその母親に対する責任に関してのみ認められたので、その結果だけを図1に示す。全体として、一般被験者は子供よりも庇護者である母親にやや大きな責任を課しているが、子供の責任は年齢と共に上昇し〔14.08<18.94<26.79, F(2, 149)=6.18, p<0.005〕, また母親の注意がなかった時よりもあった時に大きくなっている〔16.95<23.61, F(1, 149)=5.81, p<0.025〕。逆に、母親の責任は子供の年齢があるにつれて小さくなっているが〔36.49>28.17>28.04, F(2, 149)=3.92, p<0.05〕, 8歳と12歳とでは殆ど差がなく、3歳の場合のみが大きく異なっている。3歳の子供は明らかに幼児であり危険を察知する能力が乏しく庇護者の責任は大きくなると思われるが、8歳以上の場合はある程度の自律が期待されているようである。また、日頃か

ら子供に注意を与えている時には、そうでない場合よりも母親の責任は軽減されている〔24.55<36.82, F(1, 149)=14.43, p<0.001〕。

法律家の判断にも同様の傾向は認められるが、母親の注意の有無による差は一般人のそれよりもはるかに小さくなっている。また、一般人よりも母親の責任を全体に小さく判断しているし、子供が8歳の場合と12歳の場合の母親の責任にも、一般人とは異なり、差を示している。このケースに関しては、法律家の方が一般人よりも運転者の責任を大きく判断している〔75.83>48.15〕。これは判例集からとられたケースであり、そこでは無風にも拘らずダンボール箱が転ってくるのを怪しまなかったことに対して運転者の責任が問われており、本実験における法律家被験者の判断にもそうした考慮が反映されているのかもしれない。

〔ケース VI〕 バスの乗客が発車の際に転倒し負傷したケースにおいて、被害者の性別 [(A₁) 男, (A₂) 女] 及び年齢 [(B₁) 30 歳, (B₂) 73 歳] を操作した。

2月13日午前11時頃、(A₁ B₁) 30才の会社員小野辰男 [(A₁ B₂) 73才の老人小野辰男, (A₂ B₁) 30才の主婦小野辰子, (A₂ B₂) 73才の老女小野辰子] は、港区内の東稲荷前停留所より三谷 進(東西交通運転手34才) 運転のワンマンバスに乗車したところ、バスの発車により車内入口付近で転倒し、頭部及び胸部打撲の全治三週間の傷を負った。事故当時バスには空席があり、三谷は車内鏡で乗客の着席を確認せず、いつものようにバスを発進させた。(A₁) 小野辰男 [(A₂) 小野辰子] 以外に負傷した乗客はなく、また道路状況も格別混雑していなかった。

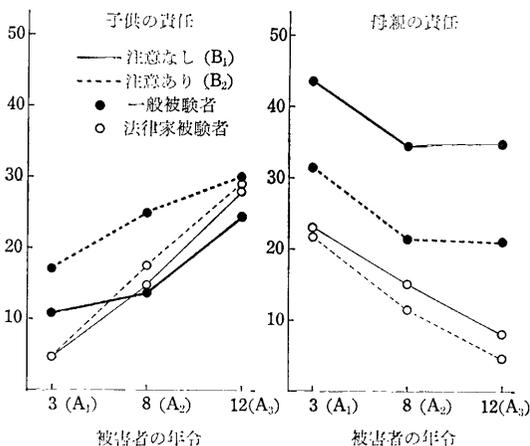


図1. ケースVの結果

運転手及び被害者に対する責任は、いずれも、被害者の性別及び年齢の操作による影響を受けていない(表8参照)。前出の諸ケースと異なり、このケースで扱われている事故では被害者側の明白な過失はあまり認められない。被害者の年齢などの属性が責任判断に影響を及ぼすのは、ある程度被害者側に過失の認められることが前提となっているのかもしれない。

法律家の判断は被害者の年齢による大きな差を

表 8. ケース VI の 結果

三谷 進 (バス運転手) の責任

被害者の性別	被害者の年齢		
	B ₁ (30 才)	B ₂ (73 才)	\bar{X}_A
A ₁ (男)	75.68 (33.33)	73.00 (76.67)	74.38 (55.00)
A ₂ (女)	75.23 (36.67)	74.87 (80.00)	75.06 (58.34)
\bar{X}_B	75.44 (35.00)	74.00 (78.34)	74.74 (56.67)

小野辰男 [辰子] (被害者) の責任

被害者の性別	被害者の年齢		
	B ₁ (30 才)	B ₂ (73 才)	\bar{X}_A
A ₁ (男)	18.11 (66.97)	19.86 (23.33)	18.96 (45.00)
A ₂ (女)	18.49 (63.33)	19.37 (20.00)	18.91 (41.67)
\bar{X}_B	18.31 (65.00)	19.60 (21.67)	18.93 (43.84)

示しており、被害者が老齢の時ほど、バス運転手の責任は大きく [78.34 > 35.00]、被害者自身の責任は小さく [61.67 < 65.00] 判断されているが、被害者の性別による差は殆ど認められていない。また、このケースでは、一般人よりも法律家の方がバス運転手に対して寛容な判断を下している [56.67 > 74.74]。

今回の研究は探索的なものであり特定の仮説を検証する目的で行なわれたものではないが、以上 6 件のケースを通じて、一般人と法律家では責任判断の際に考慮する変数に確かな違いが認められる。例えば、最後の 3 ケースにはいずれも被害者の年齢操作が組み込まれているが、一般人も法律家も共に年齢操作に対する反応を示したのはケース V だけである。ケース IV での年齢操作に対しては一般人のみが反応を示し、逆にケース VI での年齢操作には法律家のみが反応を示している。ケース IV の運転者には被害者の年齢を識別する余裕がなかったのに対して、ケース VI のバス運転手には乗客の年齢を確認する余裕を与えられている。その意味で、ケース VI での年齢操作が運転者の責任に影響を及ぼす方が自然であり、法律家の判断の方が合理的とも思える。ただ、今回の実験では法律家被験者の数が少ない為に一般被験者とは違った手続きを用いざるを得なかったことや、研究がまだ探索的な段階にあり相互関連を考慮してケースが作製されていないことなどもあって、一般人と法律家の責任判断の違いを体系的に説明することは難しい。それは私達の今後の研究課題とし

たい。

また、一般被験者に関しては、性別、年齢、運転免許の有無などの背景情報が得られており、それらとの関連での分析も行なわれている。その結果、すべてのケースにおいて、運転免許をもっている被験者 (59 名) の方が免許のない被験者 (96 名) よりも事故を起こした運転者により大きな責任を課す一貫した傾向が認められた (表 9 参照)。被験者の運転免許の有無による差は、ケース I 及び VI で最も小さくなっている。これらのケースでは、それぞれ、大型貨物自動車及びバスの運転者が起こした事故が扱われており、運転免許をもっている被験者にとっても関連性 (relevance) の乏しい状況を構成しているものと思われる。それに対し、免許をもっている被験者自身が運転できる普通乗用車や普通貨物自動車が起こした事故を扱ったケース II ~ V では、被験者の運転免許の有無による差が比較的大きく出ている。つまり、被験者は自分との類似性の高い行為者に対してより大きな責任を課していることになり、これは Shaver の「防衛的帰因」の考え方とは矛盾する。こうした傾向を生じさせる心理的メカニズムの解明は、やはり、私達にとって今後の研究課題として残さ

表 9. 各ケースの運転者に帰された責任

ケース番号 →	I	II	III	IV	V	VI
免許のない被験者	31.75	58.27	39.57	36.72	43.64	74.32
免許のある被験者	33.33	64.07	43.98	46.70	55.51	75.43

れている。

IV. む す び

帰因理論の理論体系としての完成度は決して高くはない。人は自分の生活空間で生じた事象に因果的解釈を加えようとする。そして、認知された因果関係がその人のその後の行動、態度、感情などに大きな影響を及ぼす。これは帰因理論の前提条件であり、こうした帰因の過程が実際に行なわれていることを例証するのが帰因理論の目的ではない。統一的な理論体系を構成してはいないが、そうした帰因過程がいかに行なわれるかを体系化しようとする試みは Heider (1958) にはじまり Jones and Davis (1965) や Kelley (1967, 1971, 1972, 1973) らに引き継がれている。ただ、これらのモデルは理想化された認知者を想定しており、現実の社会現象や経験的事実の解明をめざすものではない。従って、実際の現象に焦点を合わせた帰因的研究は、因果関係の認知という視点を共通の基盤としてはいるものの、これらのモデルとは直接的な関連をもたないものが圧倒的に多い。帰因的アプローチにおける理論と実証的研究の遊離に対して Fishbein and Ajzen (1972) は次のように批判している。「最近発表された研究には、基礎となる理論を正面から発展させたり検証したりするものは殆ど見当たらない。いくつかの例外はあるとしても、多くの研究は直観的な仮説に基づいており、帰因に関する体系的な理論との関係には殆ど言及していない。」(p. 502)

こうした批判は当を得ている。しかし、帰因に関する理論体系が不備なことや理論の体系化とは無縁な研究例の多いことは、帰因という現象そのものが無意味なことを示唆するものではない。むしろ、あらゆる認知作用は帰因過程により仲介されており、日常それは自明のこととされているので、有用な統一的体系を構成するのが難しいという方が正しいであろう。帰因過程に関する理論の体系化には直接結びつかなくとも、因果関係の認知という視点からさまざまな社会現象を捉えていくことには、それなりの意義があると思う。そうしたアプローチの適用領域は極めて広く、本稿で

紹介したように、帰因的な視点に基づく命題がいくつかの領域ですでに提唱されている。こうした命題に基づいて研究を進めて行けば、それらを統合した形でより包括的な理論体系に行き着くこともあながち不可能とは言えないであろう。

帰因的アプローチによる独自の貢献は、現在までのところ、合理的な帰因過程の解明をめざす基礎的研究よりも、むしろ帰因の誤りを扱った研究の中に見出すことができる。帰因の過程を意図的に操作する手続きを不眠症やフォビアの治療に適用する試みについてはすでに言及した。その他の臨床場面への帰因的アプローチの適用については Valins and Nisbett (1971) が要約をしている。帰因療法 (Attribution Therapy) の基本思想は、患者が自己帰因した望ましくない徴候を外部の要因に帰因させることにあると言えるだろう。こうした思想は教育による偏見の排除などにも適用できる。例えば、黒人が勤勉に働かないことをそのパーソナルな資質に内部帰因した為に「黒人は怠け者だ」という偏見が生じたものと思われる。しかし、アメリカの黒人は歴史的に劣悪な労働条件の下にいることを教育により認識させれば、黒人が勤勉に働かないことの原因を環境側の要因にも帰因するようになり、多少とも偏見の減少することが期待できる。ただし、こうした認知の操作は、行動の操作よりも間接的であり、受け手側の認知・思考体系に依存するところが大きい。場合によっては「逆暗示効果」が出現することは前述した通りである。

帰因の誤りと言う為には、何が正しい原因であるかがある程度明確でなければならない。研究者側で帰因の過程を意図的に操作する場合には、帰因の誤りを明らかにするのは容易としても、自然に生じた帰因の過程では、それが誤りであることを同定するのは実際に難しいことが多い。いわゆる「迷信」は、多くの人々が因果関係を認めにくいところに主観的因果関係を認めること、と言えるかもしれない。生じた事象の原因を何に求めるかという判断に関してはある程度の客観性を期待できるとしても、その責任を何に求めるかという判断になると客観的基準を設定するのは一層困難になる。このことは、法体系に基づきより限定

された意味での責任を扱う法律家の判断さえも必ずしも一致したものではないことからうかがい知ることができる。一般人の責任判断の体系化の道は極めて険しい、と言わざるを得ない。

法律家との比較により一般人の責任判断を明らかにしようとする前出の実験は先例のない試みである。事故に対する責任を判断する上で一般人と法律家とでは考慮する要因に確かな違いが認められた。しかし、法律家は「原因の割当」、「過失の認定」、「違法性の認定」などいくつかの段階に分けて責任判断をするらしく、それらが未分化な一般人と共通の従属変数を設定するのは極めて難しかった。責任判断に関する従属変数の標準化は今後の重要な課題として残されているが、現段階では、前出の実験で用いられたような抽象度の高い測定法を用いざるを得ないであろう。一般被験者の間でも、運転免許の有無により、運転者に対する責任判断に一貫した違いが生じている。これら

のことから、事故状況に組込まれた変数だけではなく、判断者側の個人差の変数もとり入れ、それらの交互作用を考慮しながら研究を進めていく必要性が示唆される。また、前述した如く、責任判断に関する研究の多くは事故に対する責任を扱っており、意図的な行為に対する責任は殆ど扱われていない。しかし、本当に重要なのは、行為者の意図が関与する事象に対する責任判断であり、そうした方向にも研究を展開する必要がある。ただ、行為者の意図は客観的な要件ではなく、当該の行為から推測されるものであり、それだけに厄介な問題を含んでいる。この点に関しては、客観的責任から主観的責任への道徳判断の発達についての Piaget らの研究を参照する必要がある。

以上概観した如く、帰因理論は、今のところ、理論と呼ぶにふさわしい統一的是体系を備えていない。それだけに、各研究者の貢献の余地が大きく残されているとも言えるのである。

引用文献

- Aderman, D., Brehm, S. S., & Katz, L. B. Empathic observation of an innocent victim: The just world revisited. *J. P. S. P.*, 1974, **29**, 342-347.
- 新垣和子, 自然状況における原因帰属, 共感傾向, 当事者行動の評価に関する実験的研究, 実験社会心理学研究, 1976, **16**, 27-39.
- Archibald, W. P. Alternative explanations for self-fulfilling prophecy. *Psychol. Bulletin.*, 1974, **81**, 74-84.
- Arkin, R. M., & Duval, S. Focus of attention and causal attributions of actors and observers. *J. E. S. P.*, 1975, **11**, 427-438.
- Barefoot, J. C. & Straub, R. B. Opportunity for information search and the effect of false heart-rate feedback. *J. P. S. P.*, 1971, **17**, 154-157.
- Beckman, L. Effects of students' performance on teachers' and observers' attributions of causality. *J. Educational Psychol.*, 1970, **61**, 76-82.
- Beckman, L. Teachers' and observers' perceptions of causality for a child's performance. *J. Educational Psychol.*, 1973, **65**, 198-204.
- Bem, D. J. Self-perception theory. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology*, Vol. 6. New York: Academic Press, 1972.
- Bootzin, R. R., Herman, C. P., & Nicassio, P. The power of suggestion: Another examination of misattribution and insomnia. *J. P. S. P.*, 1976, **34**, 673-679.
- Brehm, J. *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press, 1966.
- Brickman, P., Ryan, K., & Wortman, C. B. Causal chains: Attribution of responsibility as a function of immediate and prior causes. *J. P. S. P.*, 1975, **32**, 1060-1067.
- Calder, B. J., & Staw, B. M. Self-perception of intrinsic and extrinsic motivation. *J. P. S. P.*, 1975, **31**, 599-605.
- Chaikin, A. L., & Darley, J. M. Victim or perpetrator?: Defensive attribution of responsibility and the need for order and justice. *J. P. S. P.*, 1973, **25**, 268-275.
- Cialdini, R. B., Kenrick, D. T., & Hoerig, J. H. Victim derogation in the Lerner paradigm: Just world or just justification? *J. P. S. P.*, 1976, **33**, 719-724.
- Davis, K., & Jones, E. E. Changes in interpersonal perception as a means of reducing cognitive dissonance. *J. abnorm. soc. Psychol.*, 1960, **61**, 402-410.

- Feather, N. T. Persistence at a difficult task with an alternative task of intermediate difficulty. *J. abnorm. soc. Psychol.*, 1963, **66**, 604-609.
- Feather, N. T. Attribution of responsibility and valence of success and failure in relation to initial confidence and task performance. *J. P. S. P.*, 1969, **13**, 129-144.
- Feather, N. T., & Simon, J. G. Attribution of responsibility and valence of outcome in relation to initial confidence and success and failure of self and others. *J. P. S. P.*, 1971, **18**, 173-188. (a)
- Feather, N. T., & Simon, J. G. Causal attributions for success and failure in relation to expectation of success based upon selective or manipulative control. *J. Pers.*, 1971, **39**, 527-541. (b)
- Feldman, N. S., Higgins, E. T., Karlovac, M., & Ruble, D. N. Use of consensus information in causal attributions as a function of temporal presentation and availability of direct information. *J. P. S. P.*, 1976, **34**, 694-698.
- Fishbein, M., & Ajzen, I. Attitudes and opinions. *Ann. Rev. Psychol.*, 1972, **23**, 487-544.
- Fishbein, M., & Ajzen, I. Attribution of responsibility: A theoretical note. *J. E. S. P.*, 1973, **9**, 148-153.
- Fitch, G. Effects of self-esteem, perceived performance, and choice on causal attributions. *J. P. S. P.*, 1970, **16**, 311-315.
- Giesen, M., & Hendrick, C. Effects of false positive and negative arousal feedback on persuasion. *J. P. S. P.*, 1974, **30**, 449-457.
- Gilmor, T. M., & Minton, H. L. Internal versus external attribution of task performance as a function of locus of control, initial confidence and success-failure outcome. *J. Pers.*, 1974, **42**, 159-174.
- Girodo, M. Film-induced arousal information search, and the attribution process. *J. P. S. P.*, 1973, **25**, 357-360.
- Glass, D. Changes in liking as a means of reducing cognitive discrepancies between self-esteem and aggression. *J. Pers.*, 1964, **32**, 520-549.
- Godfrey, B. W., & Lowe, C. A. Devaluation of innocent victims: An attributional analysis within the just world paradigm. *J. P. S. P.*, 1975, **31**, 944-951.
- Goldstein, D., Fink, D., & Mettee, D. R. Cognition of arousal and actual arousal as determinants of emotion. *J. P. S. P.*, 1972, **21**, 41-51.
- Greene, D., & Lepper, M. R. Effects of extrinsic rewards on children's subsequent intrinsic interest. *Child Develop.*, 1974, **45**, 1141-1145.
- 萩原 滋, 認知不協和理論と自己認知理論をめぐる論争, 慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要, 1976, **16**, 79-87. (a)
- 萩原 滋, 社会的事象の認知への帰因的アプローチ——その理論的背景——, 慶応義塾大学新聞研究所年報, 1976, **7**, 57-75. (b)
- Hansen, R. D., & Lowe, C. A. Distinctiveness and consensus: The influence of behavioral information on actors' and observers' attributions. *J. P. S. P.*, 1976, **34**, 425-433.
- Harris, V. A., & Jellison, J. M. Fear-arousing communication, false physiological feedback, and the acceptance of recommendations. *J. E. S. P.*, 1971, **7**, 269-279.
- Hart, H. L. A., & Honoré, A. M. *Causation in the law*. Oxford, England: Clarendon Press, 1959.
- Harvey, J. H., Harris, B., & Barnes, D. Actor-observer differences in the perceptions of responsibility and freedom. *J. P. S. P.*, 1975, **32**, 22-28.
- Hastorf, A., Schneider, D., & Polefka, J. *Person perception*. Reading, Mass.: Addison-Wesley, 1970.
- Hirschman, R. Cross-modal effects of anticipatory bogus heart rate feedback in a negative emotional context. *J. P. S. P.*, 1975, **31**, 13-19.
- Heider, F. *The psychology of interpersonal relations*. New York: Wiley, 1958.
- Hyland, R., & Cooper, M. Internal-external control and attribution of responsibility for a positive accident. *J. Soc. Psychol.*, 1976, **99**, 147-148.
- Johnson, T. J., Feigenbaum, R., & Weiby, M. Some determinants and consequences of the teacher's perception of causation. *J. Educational Psychol.*, 1964, **55**, 237-246.
- Jones, C., & Aronson, E. Attribution of fault to a rape victim as a function of responsibility of the victim. *J. P. S. P.*, 1973, **26**, 415-419.
- Jones, E. E., & Davis, K. E. From acts to dispositions: The attribution process in person perception. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology*, vol. 2. New York: Academic Press, 1965.
- Jones, E. E., & Harris, V. A. The attribution of attitudes. *J. E. S. P.*, 1967, **3**, 1-24.

- Jones, E. E., & Nisbett, R. E. *The actor and the observer: Divergent perceptions of the causes of behavior*. Morristown, N. J.: General Learning Press, 1971.
- Jones, E. E., Worchel, S., Goethals, G. R., & Grumet, J. F. Prior expectancy and behavioral extremity as determinants of attitude attribution. *J. E. S. P.*, 1971, **7**, 59-80.
- Kanfer, H. F., Karoly, P., & Newman, A. Source of feedback, observational learning, and attitude change. *J. P. S. P.*, 1974, **29**, 30-38.
- Karaz, V., & Perlman, D. Attribution at the wire: Consistency and outcome finish strong. *J. E. S. P.*, 1975, **11**, 470-477.
- Kelley, H. H. Attribution theory in social psychology. In D. Levine (Ed.), *Nebraska symposium on motivation*. University of Nebraska Press, 1967.
- Kelley, H. H. *Attribution in social interaction*. Morristown, N. J.: General Learning Press, 1971.
- Kelley, H. H. *Causal schemata and the attribution process*. Morristown, N. J.: General Learning Press, 1972.
- Kelley, H. H. The processes of causal attribution. *American Psychologist*, 1973, **28**, 107-128.
- Kellogg, R., & Baron, R. S. Attribution theory, insomnia and the reverse placebo effect: A reversal of Storms and Nisbett's findings. *J. P. S. P.*, 1975, **32**, 231-236.
- Kiesler, C. A., & Munson, P. A. Attitudes and opinions. *Ann. Rev. Psychol.*, 1975, **26**, 415-456.
- Kruglanski, A. W. Attributing trustworthiness in supervisor-worker relations. *J. E. S. P.*, 1970, **6**, 214-232.
- Kruglanski, A. W. The endogenous-exogenous partition in attribution theory. *Psychol. Rev.*, 1975, **82**, 387-406.
- Kruglanski, A. W., Riter, A., Amitai, A., Margolin, B., Shabtai, L., & Zaksh, D. Can money enhance intrinsic motivation? : A test of the content-consequence hypothesis. *J. P. S. P.*, 1975, **31**, 744-750.
- Kruglanski, A. W., Riter, A., Arazi, D., Agassi, R., Monteqio, J., Peri, I., & Peretz, M. Effects of task-intrinsic rewards upon extrinsic and intrinsic motivation. *J. P. S. P.*, 1975, **31**, 699-705.
- Landy, D., & Aronson, E. The influence of the character of the criminal and his victim on the decisions of simulated jurors. *J. E. S. P.*, 1969, **5**, 141-152.
- Lepper, M. R., & Greene, D. Turning play into work: Effects of adult surveillance and extrinsic rewards on children's intrinsic motivation. *J. P. S. P.*, 1975, **31**, 479-486.
- Lepper, M. R., Greene, D., & Nisbett, R. E. Undermining children's intrinsic interest with extrinsic reward: A test of the "overjustification" hypothesis. *J. P. S. P.*, 1973, **28**, 129-137.
- Lerner, M. J. Evaluation of performance as a function of performer's reward and attractiveness. *J. P. S. P.*, 1965, **1**, 355-360. (a)
- Lerner, M. J. The effect of responsibility and choice on a partner's attractiveness following failure. *J. Pers.*, 1965, **33**, 178-187. (b)
- Lerner, M. J. The desire for justice and reactions to victims. In J. Macaulay & L. Berkowitz (Eds.), *Altruism and helping behavior*. New York: Academic Press, 1970.
- Lerner, M. J. Observer's evaluation of a victim: Justice, guilt, and veridical perception. *J. P. S. P.*, 1971, **20**, 127-135.
- Lerner, M. J., & Mathews, G. Reaction to suffering of others under conditions of indirect responsibility. *J. P. S. P.*, 1967, **5**, 319-325.
- Lerner, M. J., & Simmons, C. H. Observer's reaction to the "innocent victim": Compassion or rejection? *J. P. S. P.*, 1966, **14**, 203-210.
- McArthur, L. A. The how and what of why: Some determinants and consequences of causal attribution. *J. P. S. P.*, 1972, **22**, 171-193.
- McArthur, L. Z. The lesser influence of consensus than distinctiveness information on causal attributions: A test of the person-thing hypothesis. *J. P. S. P.*, 1976, **33**, 733-742.
- McKillip, J., & Posavac, E. J. Judgments of responsibility for an accident. *J. Pers.*, 1975, **43**, 248-265.
- Miller, D. T., & Ross, M. Self-serving biases in the attribution of causality: Fact or fiction? *Psychol. Bull.*, 1975, **82**, 213-225.
- 三島典子, 交通事故における責任の帰属——法的思考の影響, 慶応義塾大学文学部卒業論文, 1977.
- Misovich, S., & Charis, P. C. Information need, affect, and cognition of autonomic activity. *J. E. S. P.*, 1974, **10**, 274-283.
- Nisbett, R. E., & Borgida, E. Attribution and the psychology of prediction. *J. P. S. P.*, 1975, **32**, 932-943.
- Nisbett, R. E., Caputo, C., Legant, P., & Marecek, J. Behavior as seen by the actor and as seen by the observer. *J. P. S. P.*, 1973, **27**, 154-164.

- Nisbett, R.E., & Schachter, S. Cognitive manipulation of pain. *J.E.S.P.*, 1966, **2**, 227-236.
- Orvis, B.R., Cunningham, J.D., & Kelley, H.H. A closer examination of causal inference: The roles of consensus, distinctiveness, and consistency information. *J.P.S.P.*, 1975, **32**, 605-616.
- Phares, E.J., & Wilson, K.G. Responsibility attribution: Role of outcome severity, situational ambiguity, and internal-external control. *J.Pers.*, 1972, **40**, 392-406.
- Piaget, J. *The moral judgment of the child*. New York: Harcourt, Brace, 1932.
- Pittman, T.S. Attribution of arousal as a mediator in dissonance reduction. *J.E.S.P.*, 1975, **11**, 53-63.
- Regan, J.W., Gosselink, H., Hubsch, J., & Ulsh, E. Do people have inflated views of their own ability? *J.P.S.P.*, 1975, **31**, 295-301.
- Ross, L., Biberbrauer, G., & Polly, S. Attribution of educational outcomes by professional and nonprofessional instructors. *J.P.S.P.*, 1974, **29**, 609-618.
- Ross, L., Rodin, J., & Zimbardo, P.G. Toward an attribution therapy: The reduction of fear through induced cognitive-emotional misattribution. *J.P.S.P.*, 1969, **12**, 279-288.
- Ross, M. Salience of reward and intrinsic motivation. *J.P.S.P.*, 1975, **32**, 245-254.
- Rotter, J.B. Generalized expectancies for internal vs. external control of reinforcement. *Psychol. Monographs*, 1966, **80**, 1-28.
- Ruble, D.N., & Feldman, N.S. Order of consensus, distinctiveness, and consistency information, and causal attributions. *J.P.S.P.*, 1976, **34**, 930-937.
- 作田啓一, 価値の社会学, 岩波書店, 1972.
- Schachter, S., & Singer, J.E. Cognitive, social, and physiological determinants of emotional state. *Psychol. Rev.*, 1962, **69**, 379-399.
- Schroeder, D.A., & Linder, D.E. Effects of actor's causal role, outcome severity, and knowledge of prior accidents upon attributions of responsibility. *J.E.S.P.*, 1976, **12**, 340-356.
- Shaver, K.G. Defensive attribution: Effects of severity and relevance on the responsibility assigned for an accident. *J.P.S.P.*, 1970, **14**, 101-113.
- Shaver, K.G. *An introduction to attribution processes*. Cambridge, Mass.: Winthrop, 1975.
- Shaw, J.I. & Skolnick, P. Attribution of responsibility for a happy accident. *J.P.S.P.*, 1971, **18**, 380-383.
- Shaw, M.E., & Sulzer, J.L. An empirical test of Heider's levels in attribution of responsibility. *J.abnorm. soc. Psychol.*, 1964, **69**, 39-46.
- Snyder, M., & Jones, E.E. Attitude attribution when behavior is constrained. *J.E.S.P.*, 1974, **10**, 585-600.
- Snyder, M., Shulz, R., & Jones, E.E. Expectancy and apparent duration as determinants of fatigue. *J.P.S.P.*, 1974, **29**, 426-434.
- Sorrentino, R.M., & Boutilier, R.G. Evaluation of a victim as a function of fate similarity/dissimilarity. *J.E.S.P.*, 1974, **10**, 84-93.
- Sosis, R.H. Internal-external control and the perception of responsibility of another for an accident. *J.P.S.P.*, 1974, **30**, 393-399.
- Staw, B.M., Calder, B.J., & Hess, R.K. *Intrinsic motivation and norms about payment*. Unpublished manuscript, University of Illinois, Urbana-Champaign, 1975.
- Stokols, D., & Schopler, J. Reactions to victims under conditions of situational detachment: The effects of responsibility, severity, and expected future interaction. *J.P.S.P.*, 1973, **25**, 199-209.
- Storms, M.D. Videotape and the attribution process: Reversing actors' and observers' points of view. *J.P.S.P.*, 1973, **27**, 165-175.
- Storms, M.D. & Nisbett, R.E. Insomnia and the attribution process. *J.P.S.P.*, 1970, **16**, 319-328.
- Streufert, S., & Streufert, S.C. Effects of conceptual structure, failure, and success on attribution of causality and interpersonal attitudes. *J.P.S.P.*, 1969, **11**, 138-147.
- Strickland, L.H. Surveillance and trust. *J.Pers.*, 1958, **26**, 200-215.
- Taylor, S.E. On inferring one's attitudes from one's behavior: Some delimiting conditions. *J.P.S.P.*, 1975, **31**, 126-131.
- Taylor, S.E., & Fiske, S.T. Point of view and perceptions of causality. *J.P.S.P.*, 1975, **32**, 439-445.
- Valins, S. Cognitive effects of false heart-rate feedback. *J.P.S.P.*, 1966, **4**, 400-408.
- Valins, S., & Nisbett, R.E. *Attribution processes in the development and treatment of emotional disorder*. Morristown, N.J.: General Learning Press, 1971.
- Valins, S., & Ray, A.A. Effects of cognitive desensitization on avoidance behavior. *J.P.S.P.*, 1967, **7**, 345-350.

- Vidmar, N., & Crinklaw, L. D. Attributing responsibility for an accident: A methodological and conceptual critique. *Canadian J. Behavio. Sci.*, 1974, **6**, 112-130.
- Walster, E. Assignment of responsibility for an accident. *J. P. S. P.*, 1966, **3**, 73-79.
- Walster, E. Second-guessing important events. *Human Relat.*, 1967, **20**, 239-250.
- Weiner, B., Frieze, I., Kukla, A., Reed, L., Rest, S., & Rosenbaum, R. M. *Perceiving the causes of success and failure*. Morristown, N. J.: General Learning Press, 1971.
- Wolosin, R. J., Sherman, S. J., & Till, A. Effects of cooperation and competition on responsibility attribution after success and failure. *J. E. S. P.*, 1973, **9**, 220-235.
- Wortman, C. B., Costanzo, P. R., & Witt, T. R. Effect of anticipated performance on the attribution of causality to self and others. *J. P. S. P.*, 1973, **27**, 372-381.
- Zanna, M. P., & Cooper, J. Dissonance and the pill: An attributional approach to studying the arousal properties of dissonance. *J. P. S. P.*, 1974, **29**, 703-709.

*

*

*